

# 管内概況

令和7年版



国土交通省

九州運輸局 福岡運輸支局

# 目 次

## I 福岡県の概況

1 地勢 .....	1
2 福岡県の人口・行政区域 .....	1
3 福岡県の交通インフラ .....	1
4 福岡県における主要交通網の概況 .....	2

## II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取組 .....	3
・倉庫業の概況 .....	4
・旅客輸送の概況 .....	5
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況 .....	6
・貸切バスの概況 .....	7
・レンタカーの概況 .....	7
・タクシー輸送の概況 .....	8
・トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会 .....	11
・貨物事業の概況 .....	11
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況 .....	13
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況 .....	16
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況 .....	24
・自動車整備事業の概況 .....	25
・自動車の事故・公害関係の概況 .....	26
・街頭検査の実施状況 .....	27
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況 .....	28
・船舶関連事業の概況 .....	32
・船舶登録の概況 .....	33
・モーターボート競走の概況 .....	34
・船舶検査業務の概況 .....	35
・船員関係業務の概況 .....	35
・船員労働安全衛生関係業務の概況 .....	36
・船員派遣事業の概況 .....	36
・船員職業安定関係業務の概況 .....	37
・海技資格及び水先関係業務の概況 .....	37
・運航労務監理官関係業務の概況 .....	38
・外国船舶監督業務の概況 .....	39
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事 .....	40

## III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の沿革 .....	43
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革 .....	44
・若松海事事務所の沿革 .....	45
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容 .....	46
3 管轄区域 .....	47

## 1. 地勢

福岡県の北部には玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、三郡山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川があり、川沿いには平野が広がり自然に恵まれている。

九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝である。中国、韓国など近隣諸国の主要都市から1,000km以内の位置にあり、福岡ー東京間の距離は、福岡ー上海間の距離とほぼ同距離である。

総面積は、約49万9千haで、全国の1.3%、九州・沖縄の11.2%を占めている。

## 2. 福岡県の人口・行政区域

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、令和7年9月1日現在508万8,814人である。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村(令和6年4月1日現在)は、地理的、歴史的、経済的、社会的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられる。

## 3. 福岡県の交通インフラ

### (1) 道路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線のほか、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されている。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道に加え、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道がある。

都市高速道路は、福岡市と周辺市町、及び北九州市にそれぞれ整備されている。

福岡都市高速道路は、福岡都市圏における放射環状道路網の枢要を担う自動車専用道路であり、市街地の渋滞緩和のほか、九州自動車道と接続すること等で、北九州方面や佐賀方面、熊本方面とのアクセス向上にも大きく寄与している。現在、福岡市南部地域や太宰府IC方面からの福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス強化と、空港周辺道路の混雑緩和を図るため、3号線(空港線)の延伸事業が進められている。

北九州都市高速道路は、九州自動車道等との接続により福岡方面・大分方面・山口方面とのアクセス向上に寄与し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークを構築のため、5号線延伸(戸畑枝光線)が進められている。

福岡都市圏と筑豊地域間においては、令和7年3月に国道201号八木山バイパスの篠栗IC～筑穂IC間の4車線化が完了した。残る筑穂IC～穂波東IC間の4車線化も進められており、両地域間の交通ボトルネックが解消され、さらなる安全性向上と所要時間短縮が期待されている。

なお、令和3年6月には、福岡県において、社会情勢や道路を取りまく環境の変化に対応するため、令和3年度を計画初年度として、(1)広域道路ネットワーク計画、(2)交通・防災拠点計画、(3)ICT交通マネジメント計画からなる「福岡県新広域道路交通計画」が策定され、広域的な道路整備の基本となっている。

### (2) 鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されているほか、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業し、西九州ルート(長崎～武雄温泉)が令和4年9月に開業した。

JR線は、国道3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、そのほか、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されている。平成29年7月九州北部豪雨により被災した日田彦山線の添田駅～夜明駅～日田駅間については、BRT(バス高速輸送システム)(愛称:BRTひこぼしライン)により令和5年8月に開業した。

民鉄線として、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州(黒崎)から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されている。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されている。福岡市地下鉄七隈線は、令和5年3月に天神南駅から博多駅まで延伸開業した。

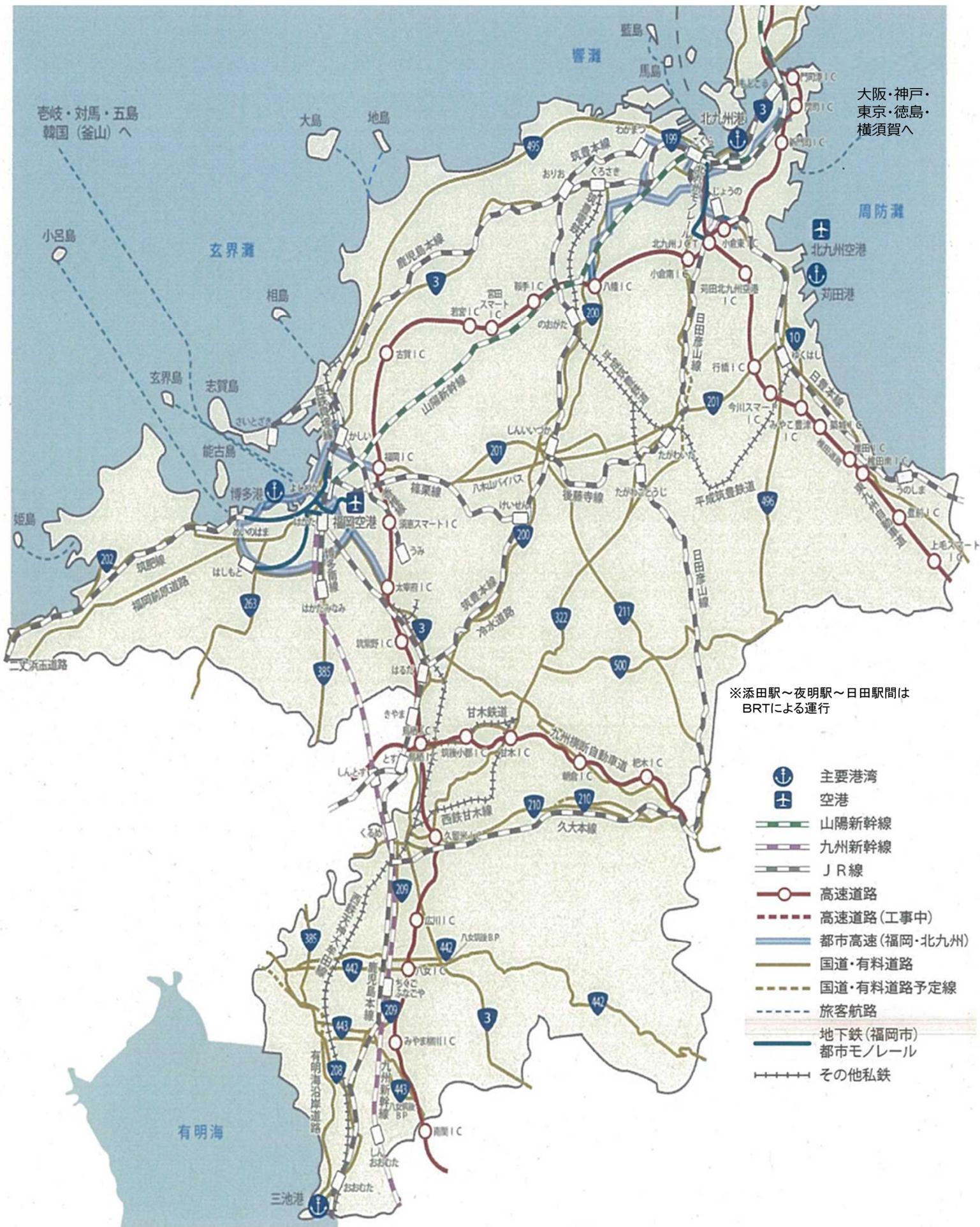
### (3) 港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港にはアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備されている。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、福岡空港は国内線側の平行誘導路二重化事業や滑走路増設事業が完了し、航空機の混雑緩和や離着陸能力の増強が図られた。北九州空港は、24時間対応型の海上空港として整備され、令和9年度には3,000mへ滑走路延長が予定されている。

# 福岡県の概況

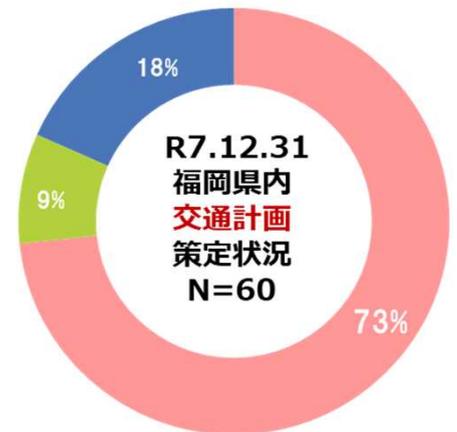
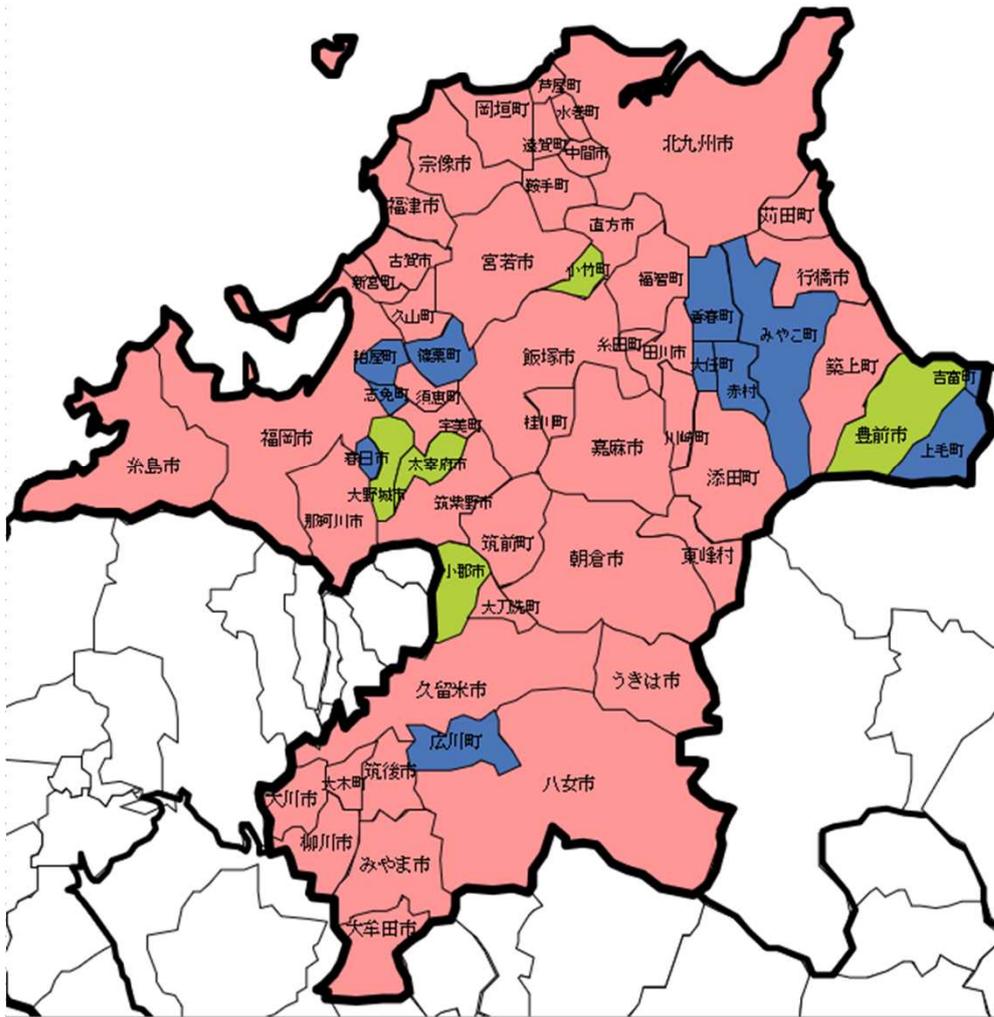
## 4. 福岡県における主要交通網の概況



## 1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する取組

福岡県内の地域公共交通については、人口減少や高齢化、運転手の圧倒的不足等を背景に、各地の自治体や事業者の懸命な努力にもかかわらず、バス路線等の減便・廃止が進み、県内各地で交通空白が生じている。これらを踏まえ、令和2年の地域交通法の改正により全ての地方公共団体において地域公共交通計画の作成が努力義務化された。また、国土交通省では令和5年を「地域公共交通再構築元年」とし、令和7年度から9年度を「交通空白解消・集中対策期間」と位置づけ、交通空白の解消を強力に進めており、地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統補助や交通空白解消緊急対策事業など)等による財政支援など通し、地域交通へ総合的な後押しを行っている。

### 【福岡県内市町村の地域公共交通計画の策定状況】



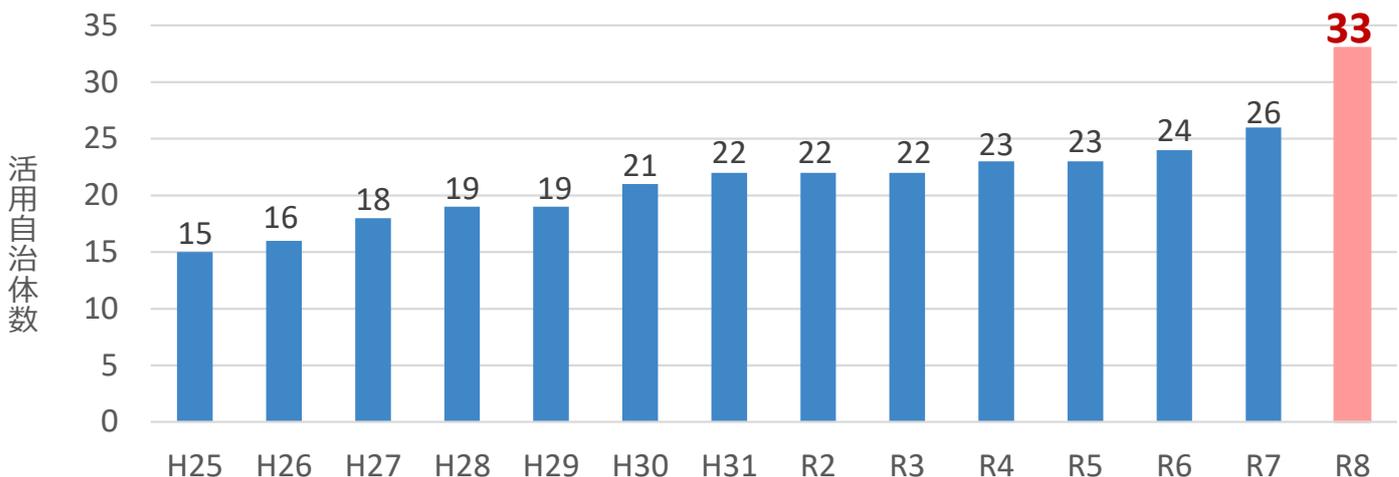
策定済み : 44

策定予定 : 5

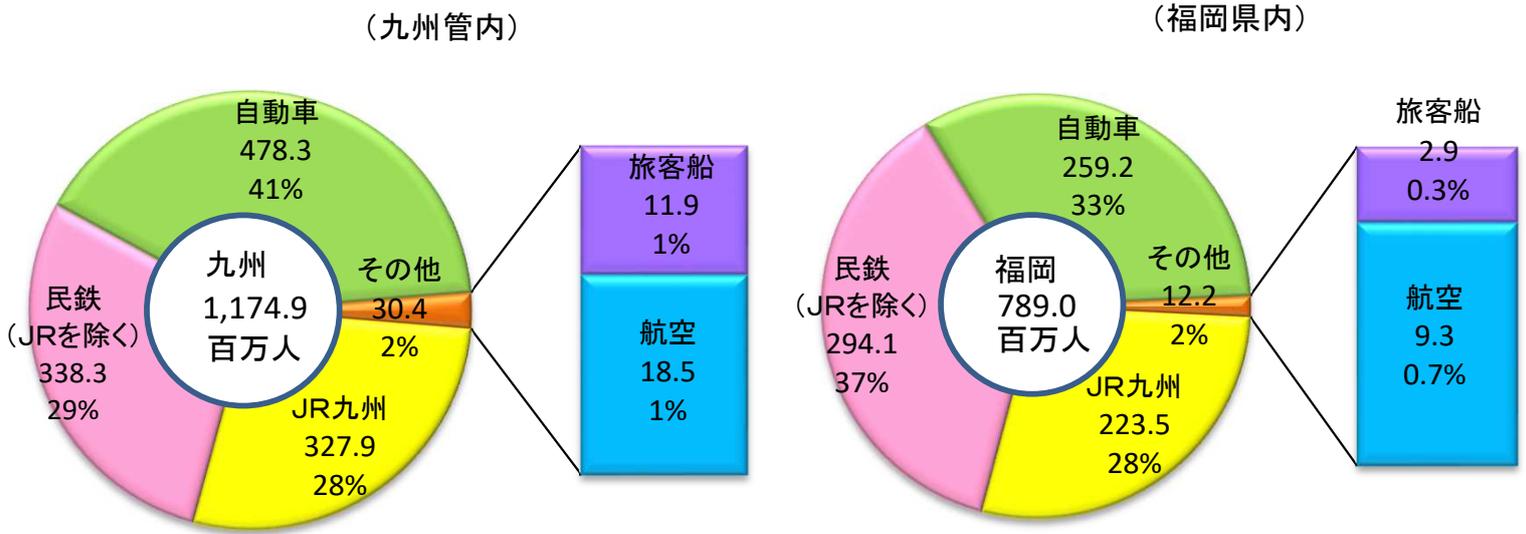
未策定 : 11

※別途、福岡県も  
地域公共交通計画策定済み

### 【福岡県内の地域内フィーダー系統補助の活用(認定)状況】



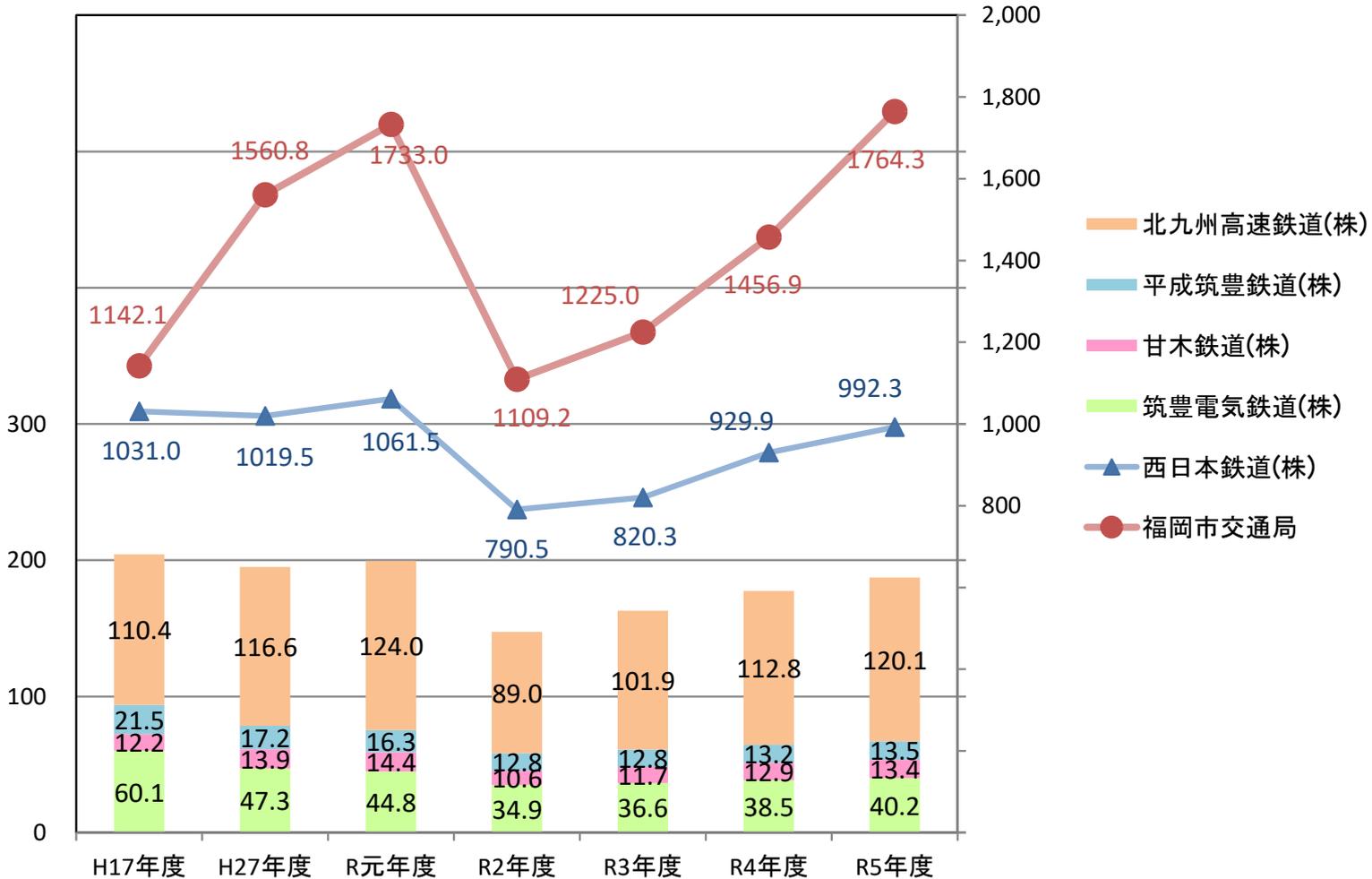
## 1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料: 国土交通省旅客地域流動調査 (令和5年度)

## 2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)

(単位: 10万人)



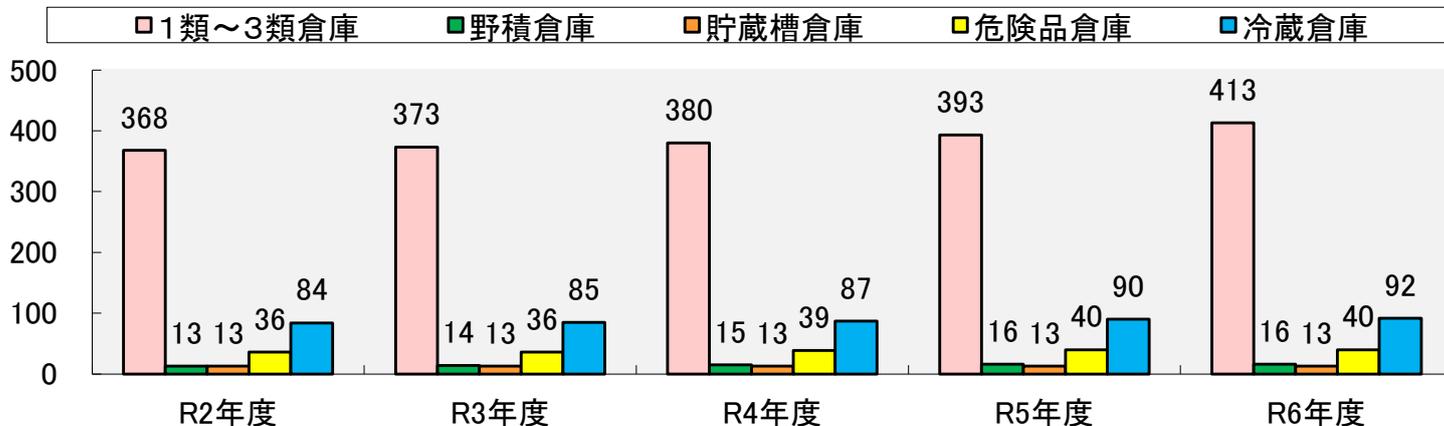
(注) 甘木鉄道は、佐賀県分も含む

資料: 「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

福岡県内の令和6年度末の事業者数は、普通倉庫482社、冷蔵倉庫92社で、それぞれ前年度比約104%、約102%となっている。

庫腹量は、1～3類倉庫3,828千㎡、野積倉庫234千㎡、貯蔵槽倉庫626千㎡、危険品倉庫221千㎡、冷蔵倉庫3,015千㎡であり、九州管内における県内庫腹量のシェアは1～3類倉庫は約6割、冷蔵倉庫は約5割となっている。

## 1. 福岡県事業者数



## 2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千㎡)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
1類～3類倉庫	3,236	3,287	3,492	3,498	3,828	60.7%	6,305
野積倉庫	227	231	232	234	234	31.8%	737
貯蔵槽倉庫	626	626	626	626	626	30.7%	2,040
危険品倉庫	128	128	132	215	221	48.4%	457

(単位: 千㎡)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
冷蔵倉庫	2,817	2,911	2,891	3,010	3,015	49.9%	6,045

## 3. 保管実績

(1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
農水産品	1,836	1,703	1,602	1,513	1,485	24.6%	6,043
金属	844	711	1,045	944	1,093	13.7%	7,987
金属製品機械	1,486	1,576	1,294	1,427	1,427	73.9%	1,930
窯業品	77	70	75	64	57	70.4%	81
化学工業品	2,060	1,443	1,295	1,234	1,705	47.6%	3,581
紙・パルプ	606	555	563	581	500	46.0%	1,086
繊維工業品	52	58	46	34	56	86.2%	65
食料工業品	2,629	2,814	2,505	2,624	2,665	52.8%	5,046
雑工業品	986	1,392	1,203	1,290	1,403	76.7%	1,829
雑品	4,560	4,980	4,461	4,443	4,788	45.7%	10,469

(2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
生鮮水産品	17	16	19	19	17	77.3%	22
冷凍水産品	168	166	260	160	162	32.4%	500
塩干水産品	47	42	45	41	39	47.6%	82
水産加工品	40	48	48	44	42	59.2%	71
畜産品	152	135	136	136	165	37.1%	445
畜産加工品	119	111	114	119	155	47.1%	329
農産品	68	58	62	63	67	33.0%	203
農産加工品	134	92	119	123	100	58.5%	171
冷凍食品	512	587	607	649	652	71.9%	907
その他	92	73	80	78	99	58.2%	170

県内に本社を置く乗合バス事業者(主に、コミュニティバスのみの運行をする乗合バス事業者は除く)は13社で、車両数2,512両を保有し、令和6年度には206,519千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、モータリゼーションの進展等により減少傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、その後コロナ前までの水準まで戻っていない。

近年においては、運転手不足の問題も顕著であり、運転手不足を要因とした減便やバス路線の廃止が進んでいる。地域公共交通確保のため、地方公共団体は、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入を進めており、最近では「のるーと」などのAIオンデマンドバスの導入も行われている。

また、運転手不足への対応として、自衛隊福岡地方協力本部と連携し、福岡県内の各駐屯地において退職予定自衛官向けにバス・タクシー・トラックの合同企業説明会を開催した。

## 1. 乗合バス輸送数量等の推移

(令和7年3月末現在(令和6年度))

年度別	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
	(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H25年度	2,983	13,604	274,177	161,170	54,446,755
H28年度	2,947	15,768	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	16,054	275,056	151,328	55,943,815
H30年度	2,859	16,133	272,541	149,152	57,535,603
R1年度	2,823	14,371	269,139	142,250	53,387,025
R2年度	2,657	14,969	203,714	121,836	35,754,917
R3年度	2,586	14,246	201,101	113,600	38,201,763
R4年度	2,549	14,196	211,247	115,593	43,412,214
R5年度	2,498	10,619	215,779	112,903	47,135,678
R6年度	2,512	12,418	206,519	107,250	49,246,177

## 2. 県内事業者の概況

(令和7年3月末現在(令和6年度))

事業者名	所在地	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ
		(両)	(km)	(千人)	(千キロ)
北九州市	北九州市	85	194	3,923	2,333
西日本鉄道(株)	福岡市	1,504	4,710	146,009	63,222
堀川バス(株)	八女市	36	181	539	1,107
JR九州バス(株)	福岡市	66	1,478	1,490	3,841
九州急行バス(株)	福岡市	44	173	777	4,809
(株)甘木観光バス	朝倉市	11	43	163	350
西鉄バス久留米(株)	久留米市	111	400	6,988	4,940
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	29	283	1,175	1,068
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	58	247	1,986	2,538
西鉄バス宗像(株)	宗像市	27	227	1,366	1,129
西鉄バス二日市(株)	筑紫野市	61	218	321	2,105
西鉄バス北九州(株)	北九州市	464	601	41,131	16,520
(株)HEARTSモビリティ	福岡市	6	1,492	8	112

### 県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)  
(本社 佐賀県唐津市)  
配置車両数 (県内)  
(乗合) 73両  
(貸切) 23両  
志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円の路線と唐津～博多間の運行
- 西鉄バス佐賀(株)  
(本社 佐賀県佐賀市)  
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として久留米市、小郡市を運行

管内の貸切バス事業者は、110者(令和6年度末現在)であり、保有車両数は昭和55年の642両から年々増加傾向であったが、令和元年度からは新型コロナウイルスの影響等により大幅に減少したものの、令和6年度はインバウンド需要の増加を背景に1,822両へと増加している。

なお、貸切バス事業では、平成12年2月に需給調整規制の廃止と免許制から許可制への移行が盛り込まれた改正道路運送法により規制緩和が行われ、訪日観光客によるインバウンド需要も相まって、供給量は大幅に増加した。そのような中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止、安全コストを収受するための新たな運賃制度や許可更新制の導入、貸切バス適正化センターの立ち上げ等、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための施策を実施しているところである。

## 貸切バス車両数の推移

	H2年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業者数	36	57	114	129	127	134	128	125	128	123	119	119	108	110
車両数	850	1,144	1,430	1,559	1,865	2,068	2,169	2,170	1,972	1,720	1,551	1,617	1,679	1,822

※事業者数は、県内に営業所を有する事業者で県外本社の事業者を除いている。  
事業者数には休止事業者及び限定(会葬者)は含まない。

## レンタカーの概況

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行われている。

## レンタカー事業者数の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業者数	797	858	949	1,048	1,159	1,250	1,395	1,577	1,704

県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数236者(昨年度比5者減)、個人タクシー事業者数1,573者(昨年度比33者減)、福祉専門事業者数251者(昨年度比21者増)となっている。一般タクシー車両数は、法人タクシー事業者が8,365両(昨年度比25両減)、個人タクシー1,573両(昨年度比33両減)の合計9,938両(昨年度比58両減)となっており、ピークであった平成21年度から令和6年度までの間に法人タクシー車両数は2,689両減少し、個人タクシーは962両減少している。県内福祉車両数については、法人タクシー事業者の持つ116両に加え福祉専門事業者378両で計495両となっている。

タクシー事業では、長期的な需要減少により収益基盤の悪化や労働条件の悪化等の諸問題が顕著となったことから、平成21年10月1日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行(平成25年11月27日改正)され、平成26年4月1日に「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「久留米市」が特定地域に、「筑豊交通圏」・「大牟田市」が準特定地域に指定され、各地域でタクシー事業に関する諸問題解決のための地域計画を策定し、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入やキャッシュレス化など、様々な適正化・活性化の取組が行われている。

なお、「大牟田市」は平成30年10月1日に準特定地域の指定が解除されたが、令和2年10月1日に再び準特定地域に指定された。また、令和6年10月1日に再度準特定地域の指定が解除されたが、令和7年10月1日に再度準特定地域に指定された。「久留米市」は令和2年4月1日に、「北九州交通圏」は令和3年8月1日に、「福岡交通圏」は令和3年11月1日に、それぞれ特定地域から準特定地域に指定が変更されている。

## 1. タクシー車両数推移(法人タクシー・個人タクシー合計)

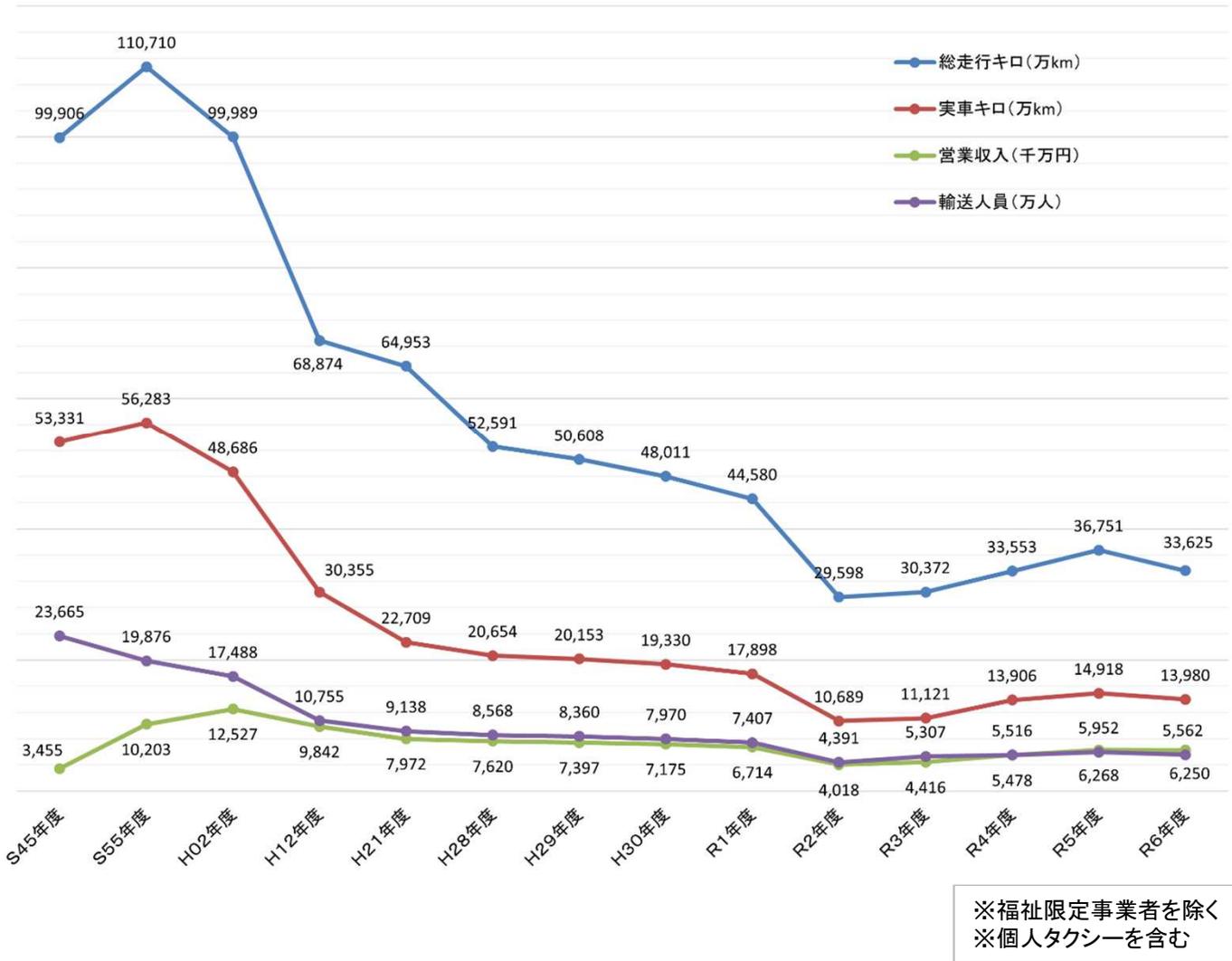


## 2. タクシー事業者数推移

年度別	S45年度	S55年度	H02年度	H12年度	H21年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
個人タクシー事業者数	1,354	2,896	2,857	2,753	2,535	2,200	2,145	2,071	2,019	1,976	1,912	1,843	1,783	1,673	1,606	1,573
法人タクシー事業者数	334	343	344	309	305	293	291	287	287	275	269	256	251	247	241	236

※事業者数には休止事業者数も含んでいる。

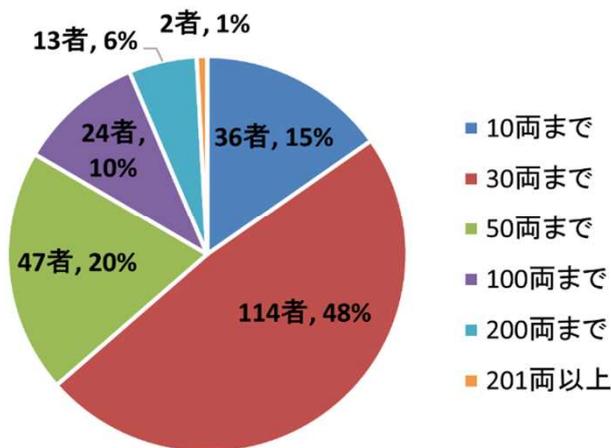
### 3. タクシー輸送実績の推移



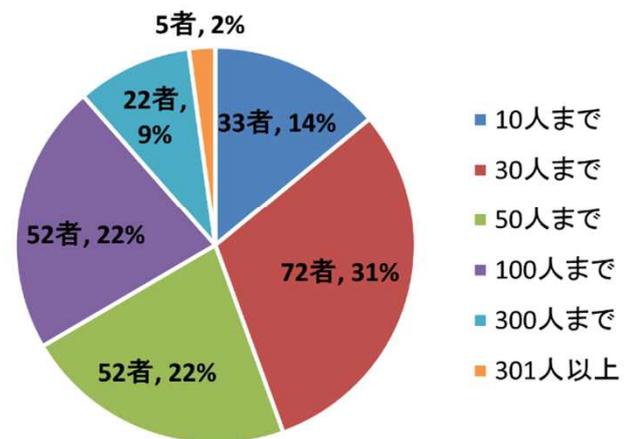
### 4. 規模別タクシー事業者数（法人236者）

令和7年3月31日現在

#### 保有車両数別事業者数



#### 従業員数別事業者数



## 5. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

令和7年3月31日現在

営業区域別	当該地域に 営業所を置く 法人タクシー 事業者数※1	法人タクシー 車両数 (福祉車両を除く)	福祉輸送事業 限定事業者数	法人タクシー 事業者の 福祉車両数
		個人タクシー 車両数		福祉輸送事業 限定事業者の 福祉車両数
福岡交通圏	93	4,497	85	43
		1,314		131
北九州交通圏	55	2,079	46	58
		198		88
久留米市	23	455	17	5
		52		24
大牟田市	7	110	20	0
		9		22
宗像交通圏	7	187	4	2
		-		4
筑豊交通圏	13	283	13	2
		-		17
うきは市	3	34	0	1
		-		0
小郡市	3	37	2	0
		-		3
筑後市	2	29	5	0
		-		6
柳川市	4	66	5	0
		-		8
大川市	2	23	0	0
		-		0
八女市	5	50	5	2
		-		6
朝倉郡筑前町・東峰村	4	19	2	0
		-		2
嘉麻市	3	27	1	1
		-		1
嘉穂郡桂川町	2	20	2	0
		-		3
朝倉市	6	48	3	0
		-		5
三井郡大刀洗町	1	1	1	0
		-		1
三潞郡大木町	0	0	1	0
		-		1
八女郡広川町	1	6	0	0
		-		0
みやま市	4	40	1	1
		-		2
田川交通圏	2	128	20	0
		-		27
京築交通圏	12	226	17	1
		-		27
合計	252	8,365	250	116
		1,573		378

※1 複数の区域に営業所を持つ事業者は複数カウントしている。

トラック運送事業においては、長時間の荷待ち・荷役等により長時間労働が蔓延化している実態があり、事業者のみの努力では改善することが困難な状況にあることから、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主等を交えた協議会を設置し、長時間労働の抑制及び取引環境の改善に取り組むこととなり、平成27年5月20日に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、各種課題解決に向けての協議が行われることとなった。

福岡県では福岡労働局、公益社団法人福岡県トラック協会と共同して、平成27年8月4日に標記協議会を設立し、令和6年度末までに15回開催している。

## 貨物事業の概況

福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

平成2年の物流二法の施行で免許制から許可制に移行したことにより、一般貨物自動車運送における事業者数・車両数とも大幅な増加傾向にあったが、事業者数は令和2年度に一旦減少し、その後再度増加している。一方、車両数については、令和3年度まで一貫して増加していたが、令和4年度以降は減少傾向となり、他方で軽貨物事業における車両数は増加が続いている状況である。

令和6年4月の時間外労働上限規制開始を受け、政府は物流の2024年問題への対応として「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、令和6年7月に荷主の違反原因行為を監視する「トラックGメン」を創設、同年11月に「トラック・物流Gメン」へ強化・改組した。

また、令和7年4月には、物流効率化を求める「改正物流法」が施行され、多重下請け構造の是正や適正運賃の收受を目的として貨物自動車運送事業法の一部改正も行われた。令和7年6月には許可更新制度の導入や適正原価を下回る運賃料金の制限、委託次数の制限、違法な白トラに係る荷主等の取締りを盛り込む「トラック適正化二法」が国会で可決・成立し、令和8年4月から一部施行される。

### 1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	S45年度	H2年度	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般	1,056	1,442	2,241	2,428	2,923	2,605	2,755	2,894	2,884	2,827
軽貨物		3,779	6,437	6,000	5,778	7,421	7,439	7,439	8,583	10,096
特積み	28	33	39	48	67	76	83	79	89	59
特定	89	72	40	22	25	8	8	9	9	9
霊柩	56	93	159	155	189	178	188	185	182	178
軽霊柩		116	70	65	67	47	36	39	41	42

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

### 2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

	S45年度	H2年度	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般	17,557 (1,957)	39,599 (3,985)	56,798 (515)	52,340 (559)	59,937 (883)	65,640 (454)	66,733 (408)	66,471 (417)	63,584 (427)	65,268 (235)
軽貨物		6,420 <116>	9,332 <70>	9,643 <65>	9,645 <84>	12,765 <45>	12,839 <37>	12,839 <41>	14,173 (43)	16,771 <44>
特定	1,363	782	231	187	301	54	52	26	50	69
霊柩	120	245	513	513	618	650	640	609	624	620

※一般貨物車両数の ( ) は特積事業者の運行車で内数である

軽貨物車両数の <> は軽霊柩車両で内数である

### 3. 規模別事業者数(一般・特定)

福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が 443者、6両～30両が1,404者となっており、30両以下の事業者が全体の80%以上となっており、小規模事業者が大部分を占める。  
また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,736者と全体の75%以上となっている。

規模別事業者数(一般・特定)

車両数別(総計 2,308社 内特定9社)

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者  
令和7年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合計
事業者数	443	1,404	219	159	56	21	6	2,308
百分率	19.19%	60.83%	9.49%	6.89%	2.43%	0.91%	0.26%	100%

従業員数別(総計 2,308社 内特定9社)

	1～10人	10～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合計
事業者数	780	956	283	177	77	19	16	2,308
百分率	33.80%	41.42%	12.26%	7.67%	3.34%	0.82%	0.69%	100%

### 4. 大型貨物自動車(ダンプカー)使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(通称:ダンプ規制法)により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック(公道を走行するもの)については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。  
なお、貨物自動車運送事業者は(営)の表示が義務付けられている。

令和7年12月末現在

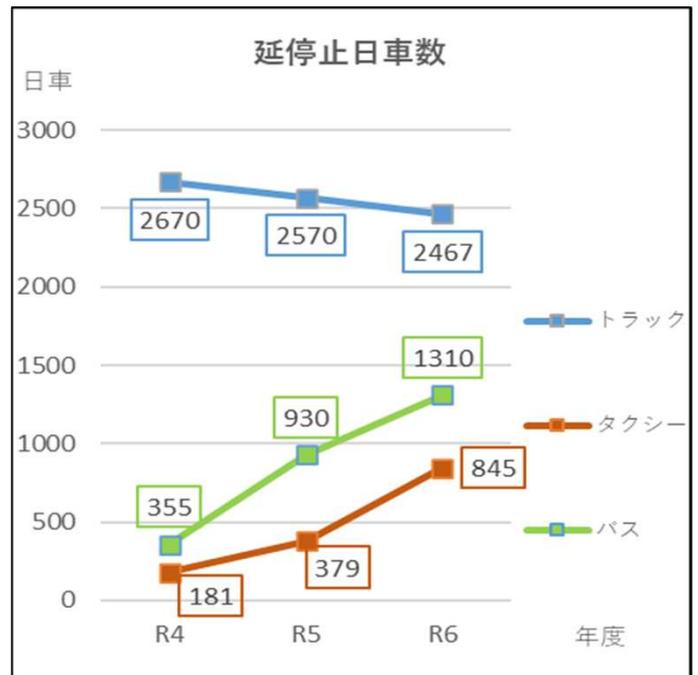
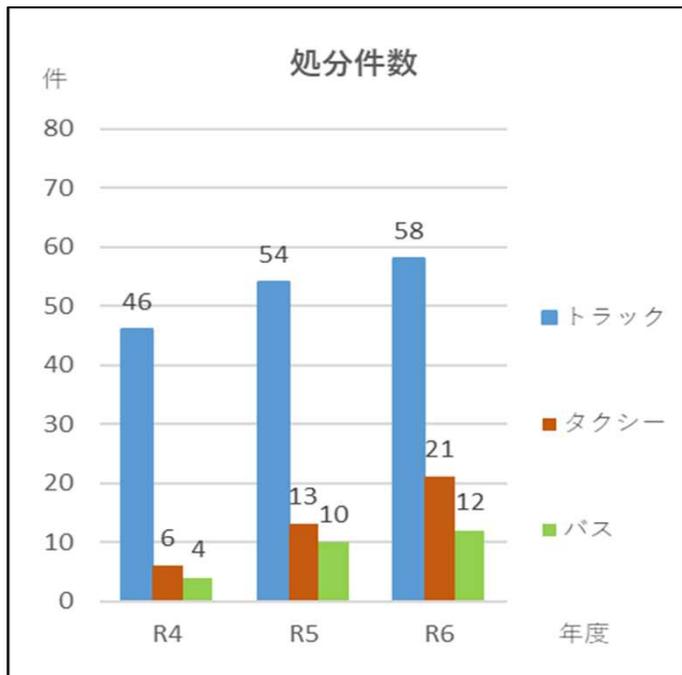
		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者	190	252	75	110	627
	車両数	1,293	980	431	554	3,258
採石業	使用者	6	6	5	2	19
	車両数	10	17	6	4	37
砕石業	使用者	4	15	3	5	27
	車両数	29	34	14	13	90
砂利採取業	使用者	3	2	0	2	7
	車両数	3	4	0	5	12
砂利販売業	使用者	205	167	194	117	683
	車両数	327	234	321	172	1,054
建設業	使用者	207	315	143	195	860
	車両数	394	619	301	351	1,665
その他	使用者	26	28	13	24	91
	車両数	53	45	53	34	185
計	使用者	641	785	433	455	2,314
	車両数	2,109	1,933	1,126	1,133	6,301

輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は令和3年3月に「事業用自動車総合安全プラン2025」を公表し、令和7年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数225人以下、人身事故件数16,500件以下、飲酒運転ゼロを目標に事故防止対策を強力に推進することとしており、自動車運送事業者監査において、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分等を行い、輸送の安全確保を図っている。

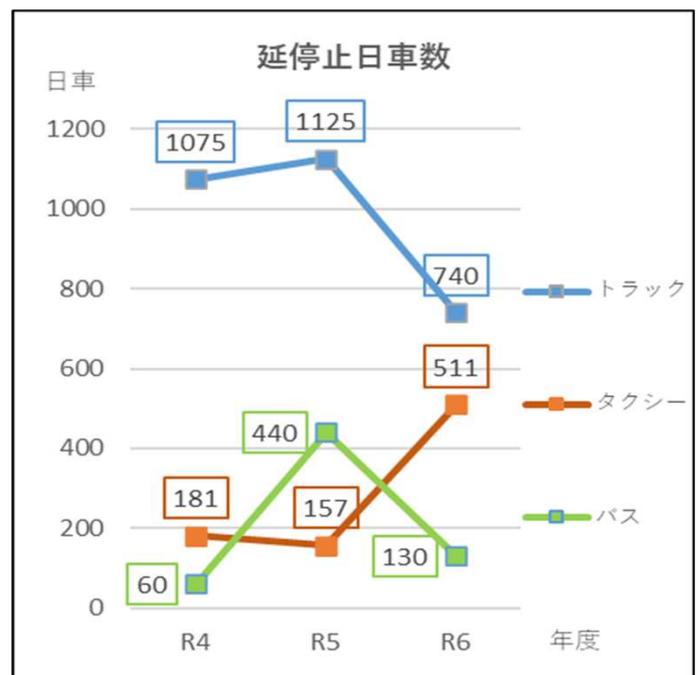
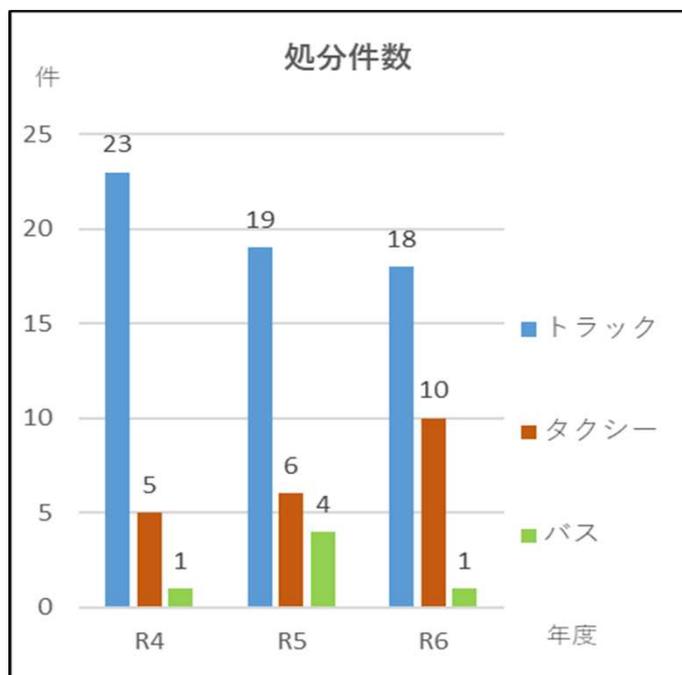
また、事故防止においては事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づく評価及び助言等を行っている。

## 自動車運送事業者行政処分件数別推移

### ・九州運輸局管内



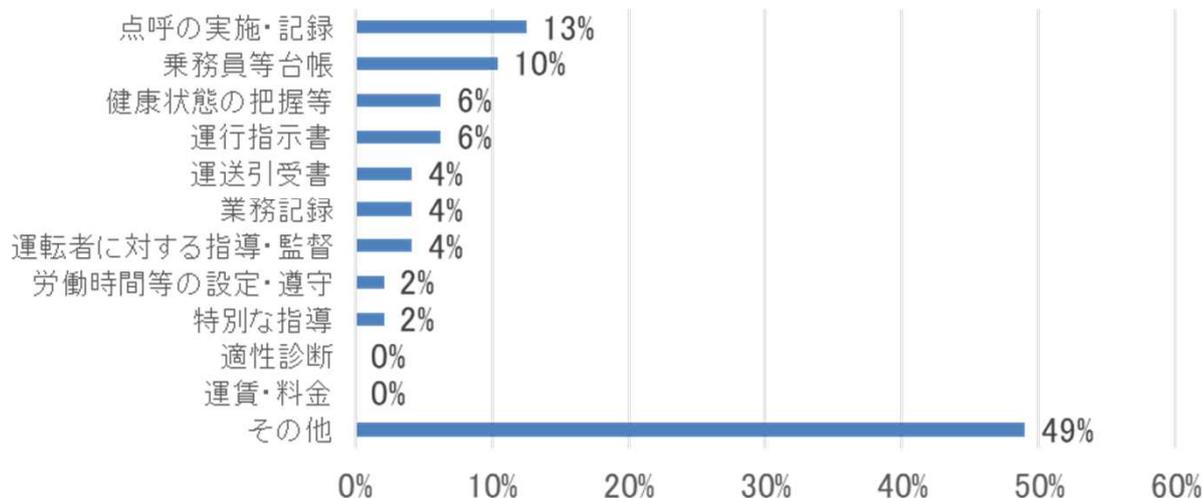
### ・福岡運輸支局管内



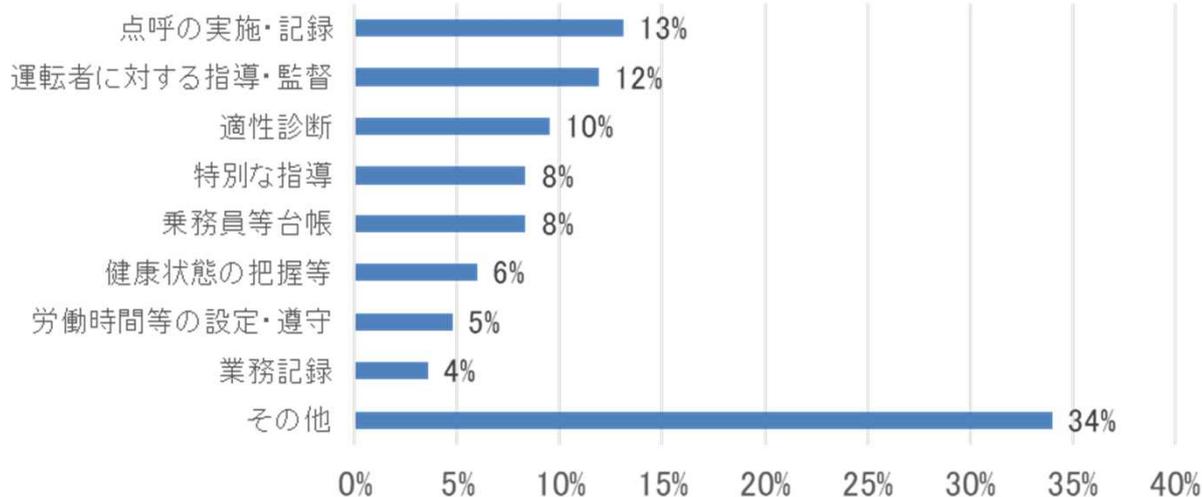
# 令和6年度 違反項目別行政処分状況(福岡運輸支局管内)

- ・バス・タクシー・トラックにおいて点呼の実施・記録に関する違反が一番多い項目となっている。
- ・点呼に次いで違反が多く見られる項目として、バスは乗務員等台帳、健康状態の把握、運行指示書、タクシーは運転者に対する指導・監督、適性診断、特別な指導、トラックは運転者等台帳、労働時間等の設定・遵守に関するものが挙げられる。
- ・その他の項目については、事業計画や運行記録計、運行管理者の選任(解任)に係る届出等が含まれる。

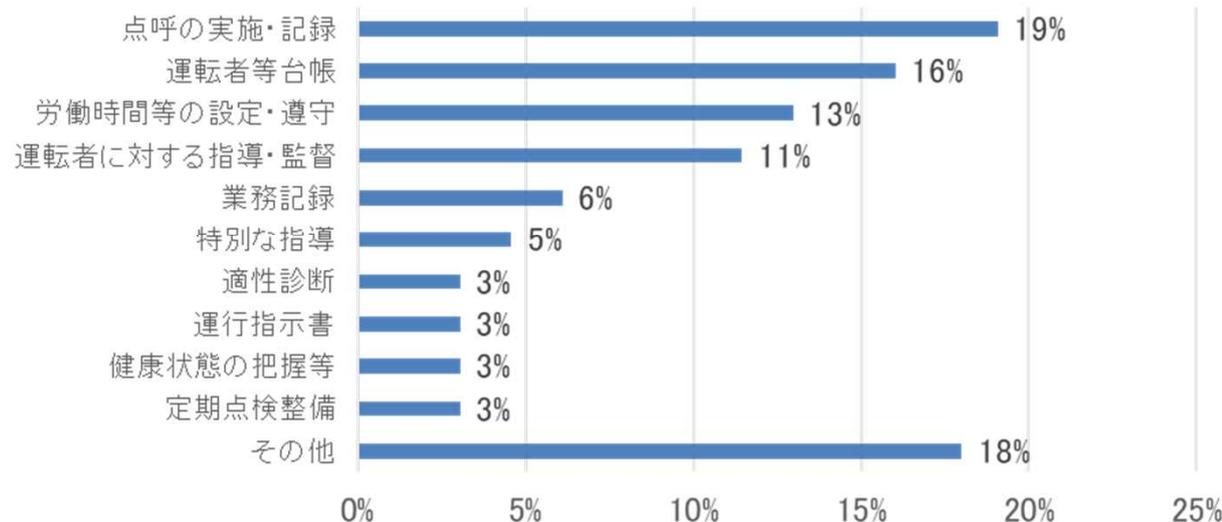
## バス



## タクシー



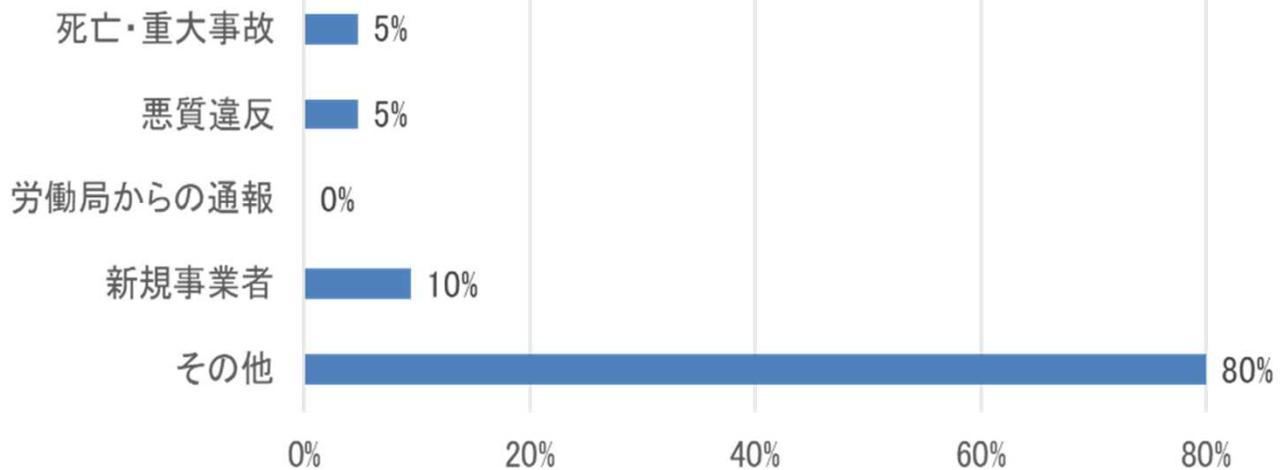
## トラック



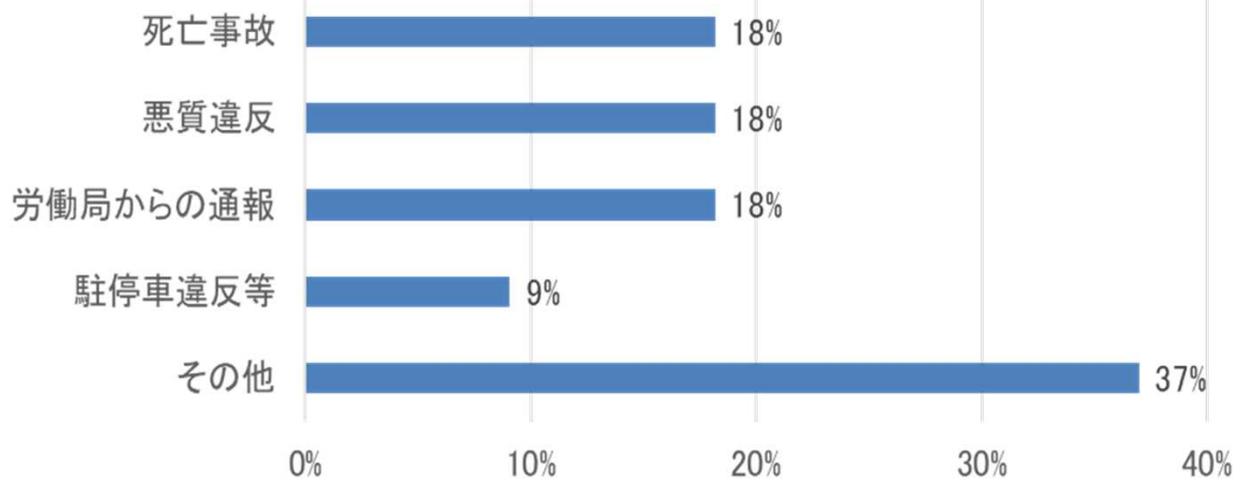
# 令和6年度 端緒別監査実施状況(福岡運輸支局管内)

- ・バスに関しては、その他が80%を占めるが、その内容は貸切バス事業者の「継続的に監視が必要な事業者」が多くを占める。
- ・タクシーに関しては、死亡事故、悪質違反、労働局からの通報が並んで18%となっているが、悪質違反では酒気帯び運転等があり、労働局からの通報では労働時間、最低賃金が多い傾向であった。
- ・トラックに関しては、死亡事故を端緒としたものが一番となっているが、悪質違反では救護義務違反、酒気帯び運転が多い傾向であった。
- ・悪質違反の項目については、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行等が含まれる。

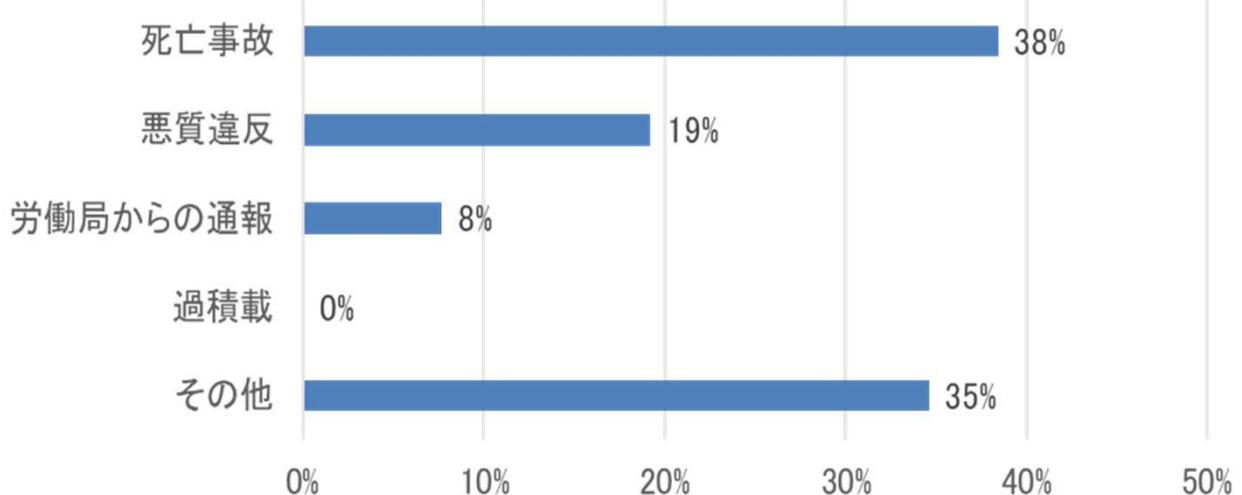
## バス



## タクシー



## トラック



## <登録の目的>

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・NOx・PM対策など）をもつ「行政登録」からなっている。

## <保有車両数の動向>

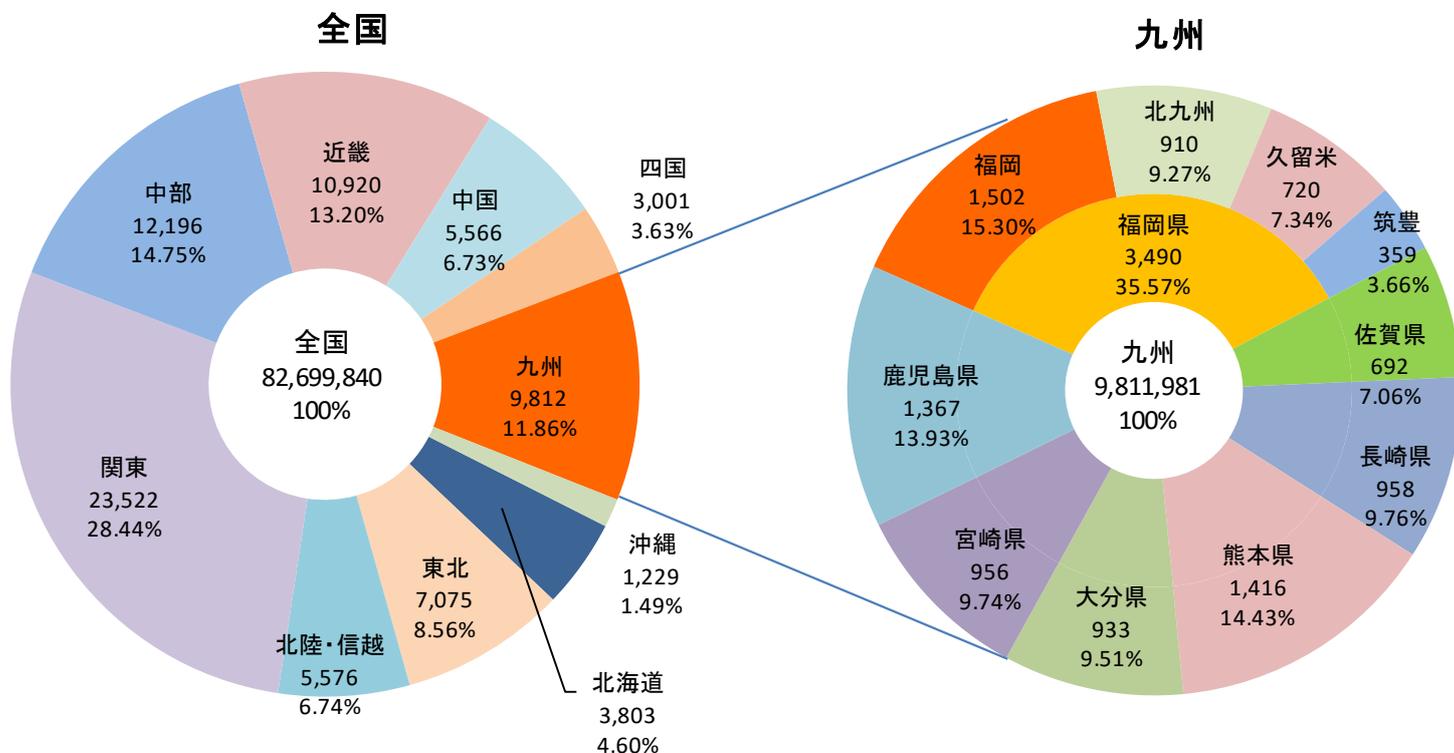
九州管内の保有車両数は、全国の約12%、福岡県では九州全体の約36%を占めている。  
 福岡県における保有車両数は、令和7年3月に349万台に達しており、ここ10年以上は横ばい傾向が続いている。  
 また、令和7年の福岡県の用途別保有車両数では、乗用車が76%、貨物車が13%、乗合・特殊車・二輪車が11%を占めている。

## <最近の動向>

国内における自動車販売台数に占める環境対応型の次世代自動車（ハイブリッド、電気など）の割合は、自動車販売台数が横ばいから低迷する中で、エコカー減税やエコカー補助金の導入の影響等により、年々増加傾向にある。

登録手続きのワンストップサービス(OSS)は、平成17年の導入開始以降、利用環境の整備と利便性を向上させる取組を行ってきたが、利用については、令和7年12月の利用状況は、新車新規は55.24%と徐々に増加している。  
 また、OSSをさらに推進させるため、令和5年1月に自動車検査証の電子化を開始し、国から委託を受けた整備事業者や行政書士等において、継続検査等の情報の記録や検査標章の印刷・交付の事務が可能となっている。

## 1. 全国及び九州の保有車両数(令和7年3月末現在)(単位:千台)



## 2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和7年3月末現在)

用途	車種		業態	福 岡 県					前年同月の車両数	対前年同月比	
				福 岡	北九州	久留米	筑 豊	計			
貨物	普通車		自営	21,169	14,813	14,062	7,663	57,707	57,777	99.9	
			営	18,105	10,582	7,458	4,285	40,430	40,436	100.0	
			計	39,274	25,395	21,520	11,948	98,137	98,213	99.9	
	小型車	四輪		自営	66,476	38,573	28,918	14,166	148,133	148,142	100.0
				営	1,131	632	373	191	2,327	2,331	99.8
				計	67,607	39,205	29,291	14,357	150,460	150,473	100.0
		三輪		自営	13	4	62	6	85	86	98.8
				営	2	0	0	0	2	2	100.0
				計	15	4	62	6	87	88	98.9
	被けん引車		自営	246	382	265	114	1,007	907	111.0	
			営	2,942	6,657	675	973	11,247	11,137	101.0	
			計	3,188	7,039	940	1,087	12,254	12,044	101.7	
	軽自動車	四輪		自営	98,852	76,957	89,462	42,399	307,670	306,814	100.3
				営	8,206	2,790	1,889	878	13,763	13,644	100.9
				計	107,058	79,747	91,351	43,277	321,433	320,458	100.3
三輪		自営	5	8	6	4	23	25	92.0		
		営	0	0	0	0	0	0	0.0		
		計	5	8	6	4	23	25	92.0		
貨物計		自営	186,761	130,737	132,775	64,352	514,625	513,751	100.2		
		営	30,386	20,661	10,395	6,327	67,769	67,550	100.3		
		計	217,147	151,398	143,170	70,679	582,394	581,301	100.2		
乗合	普通車		自営	341	129	81	88	639	659	97.0	
			営	2,301	784	515	247	3,847	3,780	101.8	
			計	2,642	913	596	335	4,486	4,439	101.1	
	小型車		自営	1,595	1,085	902	785	4,367	4,341	100.6	
			営	366	123	173	105	767	741	103.5	
			計	1,961	1,208	1,075	890	5,134	5,082	101.0	
乗合計		自営	1,936	1,214	983	873	5,006	5,000	100.1		
		営	2,667	907	688	352	4,614	4,521	102.1		
		計	4,603	2,121	1,671	1,225	9,620	9,521	101.0		
乗用	普通車		自営	452,872	221,516	153,156	72,165	899,709	874,990	102.8	
			営	1,844	607	289	92	2,832	2,777	102.0	
			計	454,716	222,123	153,445	72,257	902,541	877,767	102.8	
	小型車		自営	329,532	182,446	125,016	65,411	702,405	721,328	97.4	
			営	4,261	1,961	757	404	7,383	7,497	98.5	
			計	333,793	184,407	125,773	65,815	709,788	728,825	97.4	
	軽四輪車		自営	389,956	286,197	249,027	125,546	1,050,726	1,046,919	100.4	
			営	342	182	100	58	682	443	154.0	
			計	390,298	286,379	249,127	125,604	1,051,408	1,047,362	100.4	
	乗用計		自営	1,172,360	690,159	527,199	263,122	2,652,840	2,643,237	100.4	
営			6,447	2,750	1,146	554	10,897	10,717	101.7		
計			1,178,807	692,909	528,345	263,676	2,663,737	2,653,954	100.4		
特種(殊)用途	普通車		自営	13,596	8,771	7,071	3,681	33,119	32,763	101.1	
			営	6,841	2,564	2,709	1,307	13,421	13,246	101.3	
			計	20,437	11,335	9,780	4,988	46,540	46,009	101.2	
	小型車		自営	2,501	1,436	1,200	646	5,783	5,730	100.9	
			営	272	130	114	19	535	526	101.7	
			計	2,773	1,566	1,314	665	6,318	6,256	101.0	
	軽四輪車		自営	1,920	1,283	1,116	476	4,795	4,847	98.9	
			営	546	85	123	36	790	738	107.0	
			計	2,466	1,368	1,239	512	5,585	5,585	100.0	
	大型特殊車		自営	2,891	2,772	1,287	690	7,640	7,638	100.0	
営			49	38	28	1	116	119	97.5		
計			2,940	2,810	1,315	691	7,756	7,757	100.0		
特種(殊)用途計		自営	20,908	14,262	10,674	5,493	51,337	50,978	100.7		
		営	7,708	2,817	2,974	1,363	14,862	14,629	101.6		
		計	28,616	17,079	13,648	6,856	66,199	65,607	100.9		
二輪	小型二輪車		自営	40,695	21,795	18,139	8,490	89,119	87,400	102.0	
			営	11	2	2	1	16	15	106.7	
			計	40,706	21,797	18,141	8,491	89,135	87,415	102.0	
	軽二輪車		計	31,698	24,417	15,328	7,745	79,188	77,959	101.6	
二輪計		計	72,404	46,214	33,469	16,236	168,323	165,374	101.8		
登録自動車数合計				929,346	496,005	345,111	173,039	1,943,501	1,936,953	100.3	
検査自動車数合計				970,052	517,802	363,252	181,530	2,032,636	2,024,368	100.4	
軽自動車数合計				531,525	391,919	357,051	177,142	1,457,637	1,451,389	100.4	
合計				1,501,577	909,721	720,303	358,672	3,490,273	3,475,757	100.4	
前年同月車両数				1,487,268	908,996	719,891	359,602	3,475,757			
対前年同月比				101.0	100.1	100.1	99.7	100.4			

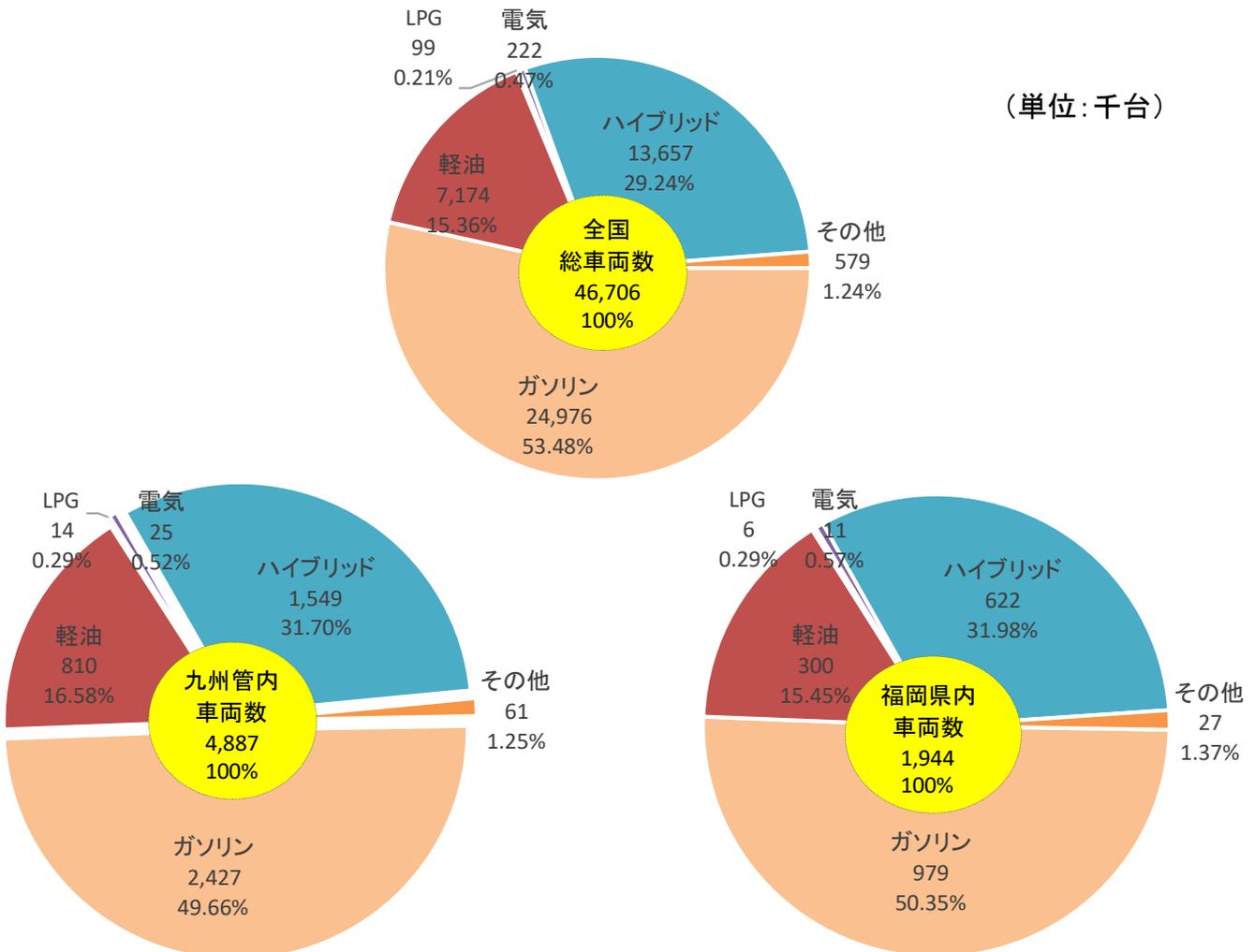
### 3. 福岡県内全保有自動車数の推移(年度)

(単位:千台)



### 4. 燃料別保有車両数 (令和7年3月末現在) ※登録車

(単位:千台)



## 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和7年3月末現在)

(福岡運輸支局管内)

	貨物			乗合		乗用		特種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
福岡市計 (政令移行後)	17,032	40,317	1,826	1,588	851	271,435	191,602	9,855	1,642	1,297	23,538	560,983
東区	6,934	7,780	1,435	292	225	56,384	39,839	3,856	391	569	4,862	122,567
博多区	4,100	14,946	120	346	179	50,023	42,109	2,088	341	408	3,953	118,613
中央区	911	3,327	165	156	69	33,657	18,640	972	235	72	2,497	60,701
南区	1,260	5,051	5	203	134	42,865	29,275	786	257	81	3,978	83,895
西区	2,037	3,927	73	266	115	34,176	24,084	1,142	237	119	3,191	69,367
早良区	1,217	3,442	16	222	71	35,188	23,674	709	112	39	3,063	67,753
城南区	573	1,844	12	103	58	19,142	13,981	302	69	9	1,994	38,087
春日市	651	2,027	4	15	50	18,989	14,476	389	56	90	1,773	38,520
大野城市	1,851	4,086	43	133	134	19,877	14,365	853	157	309	1,631	43,439
那珂川市	960	1,980	9	146	46	9,169	6,776	424	43	34	951	20,538
筑紫野市	1,443	2,331	41	95	76	19,001	14,768	1,005	135	88	1,593	40,576
宗像市	830	1,487	30	111	97	17,480	15,783	590	71	100	1,533	38,112
太宰府市	1,374	1,579	120	36	58	12,473	9,829	647	66	42	1,140	27,364
古賀市	2,059	1,855	124	29	77	10,821	8,831	1,315	77	163	999	26,350
福津市	635	1,077	19	5	57	11,641	9,732	323	35	24	1,044	24,592
糸島市	1,561	2,577	96	71	145	17,180	13,422	942	128	77	1,877	38,076
糟屋郡	10,851	8,294	872	412	369	46,636	34,186	4,062	360	428	4,611	111,081
宇美町	1,797	1,467	153	131	37	7,004	5,041	569	34	119	983	17,335
粕屋町	2,603	1,753	236	95	65	9,847	7,107	923	72	64	894	23,659
篠栗町	694	644	156	44	76	5,421	4,289	314	30	47	566	12,281
志免町	1,433	1,464	41	24	86	8,722	6,562	494	113	43	841	19,823
新宮町	1,302	1,132	118	42	55	7,267	4,697	595	64	51	474	15,797
須恵町	1,584	1,415	45	40	28	6,449	5,110	583	37	59	635	15,985
久山町	1,438	419	123	36	22	1,926	1,380	584	10	45	218	6,201
合計	39,247	67,610	3,184	2,641	1,960	454,702	333,770	20,405	2,770	2,652	40,690	969,631

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和7年3月末現在)」と一致しない。  
 ※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福岡市東区	糟屋郡志賀町
福岡市早良区	早良郡早良町
春日市	筑紫郡春日町
大野城市	筑紫郡大野町
筑紫野市	筑紫郡筑紫野町
宗像市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太宰府市	筑紫郡太宰府町
古賀市	糟屋郡古賀町
福津市	宗像郡福間町、宗像郡津屋崎町
糸島市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
那珂川市	筑紫郡那珂川町

## 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和7年3月末現在)

(北九州自動車検査登録事務所管内)

	貨物			乗合		乗用		特種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
北九州市計 (政令移行後)	17,615	29,555	5,388	806	813	164,599	135,216	8,684	1,085	2,396	14,834	380,991
門司区	3,347	2,279	3,915	115	80	14,885	12,768	1,207	115	454	1,413	40,578
若松区	2,678	2,671	398	67	72	15,275	11,892	1,064	69	421	1,429	36,036
戸畑区	737	1,891	106	84	26	9,045	7,770	342	42	110	922	21,075
小倉北区	3,994	6,917	427	144	179	31,955	25,498	2,420	319	698	2,409	74,960
小倉南区	2,826	6,515	202	160	141	37,163	29,956	1,440	208	239	3,695	82,545
八幡西区	3,418	7,380	264	223	260	45,857	38,510	1,764	297	398	4,143	102,514
八幡東区	615	1,902	76	13	55	10,419	8,822	447	35	76	823	23,283
行橋市	1,313	1,781	192	17	75	13,437	11,104	542	57	47	1,603	30,168
豊前市	549	565	57	2	41	4,006	3,673	243	89	23	544	9,792
中間市	658	1,284	77	4	36	6,599	5,917	257	45	20	848	15,745
遠賀郡	2,289	2,925	415	39	114	16,439	14,448	825	157	112	1,880	39,643
芦屋町	197	351	7	7	18	2,470	1,990	88	15	6	288	5,437
水巻町	729	979	73	7	43	4,827	4,153	286	26	44	550	11,717
岡垣町	632	805	95	19	22	5,484	4,962	223	21	22	637	12,922
遠賀町	731	790	240	6	31	3,658	3,343	228	95	40	405	9,567
京都郡	2,262	2,068	837	38	81	11,276	9,284	454	93	150	1,341	27,884
苅田町	1,731	1,403	776	32	45	8,059	6,139	306	69	114	841	19,515
みやこ町	531	665	61	6	36	3,217	3,145	148	24	36	500	8,369
築上郡	702	1,025	70	7	48	5,767	4,759	325	40	52	745	13,540
吉富町	125	157	29	0	3	1,163	942	44	20	1	127	2,611
上毛町	214	284	26	0	17	1,440	1,228	70	7	22	201	3,509
築上町	363	584	15	7	28	3,164	2,589	211	13	29	417	7,420
合計	25,388	39,203	7,036	913	1,208	222,123	184,401	11,330	1,566	2,800	21,795	517,763

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和7年3月末現在)」と一致しない。  
 ※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
北九州市小倉北区	北九州市小倉区
北九州市八幡西区	北九州市八幡区
京都郡みやこ町	京都郡勝山町、豊津町、犀川町
築上郡上毛町	築上郡新吉富村、大平村
築上郡築上町	築上郡椎田町、築城町

## 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和7年3月末現在)

(久留米自動車検査登録事務所管内)

	貨物			乗合		乗用		特種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
大牟田市	2,072	2,946	171	64	118	16,713	16,157	1,124	130	259	2,063	41,817
久留米市	6,056	9,725	157	132	264	56,918	43,735	2,827	548	353	6,229	126,944
柳川市	1,525	2,479	66	35	103	10,663	9,071	607	98	124	1,163	25,934
八女市	1,944	2,893	146	125	155	10,348	8,921	1,133	91	92	1,475	27,323
筑後市	1,394	1,831	22	11	65	8,910	7,016	718	63	49	1,050	21,129
大川市	1,119	1,333	21	39	41	5,578	4,842	237	39	86	579	13,914
小郡市	875	913	39	12	48	10,027	8,259	496	53	22	870	21,614
うきは市	748	1,076	15	26	49	4,645	4,011	254	46	34	721	11,625
朝倉市	2,066	2,207	125	110	104	9,045	7,550	783	87	89	1,251	23,417
みやま市	861	1,227	41	6	41	5,828	5,181	359	58	96	908	14,606
朝倉郡	952	1,072	69	16	45	5,681	4,716	406	30	37	647	13,671
筑前町	890	999	68	16	35	5,360	4,422	384	25	34	597	12,830
東峰村	62	73	1	0	10	321	294	22	5	3	50	841
三井郡	904	573	32	1	9	2,780	2,266	397	19	8	337	7,326
大刀洗町	904	573	32	1	9	2,780	2,266	397	19	8	337	7,326
三潁郡	333	375	6	0	8	2,472	1,906	77	20	15	304	5,516
大木町	333	375	6	0	8	2,472	1,906	77	20	15	304	5,516
八女郡	673	721	28	21	33	3,520	2,722	344	27	36	492	8,617
広川町	673	721	28	21	33	3,520	2,722	344	27	36	492	8,617
合計	21,522	29,371	938	598	1,083	153,128	126,353	9,762	1,309	1,300	18,089	363,453

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和7年3月末現在)」と一致しない。  
 ※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潁郡城島町、三潁町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
朝倉郡筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
朝倉郡東峰村	朝倉郡小石原村、宝珠山村

## 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和7年3月末現在)

(筑豊自動車検査登録事務所管内)

	貨物			乗合		乗用		特種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
直方市	1,162	1,861	82	65	79	10,052	8,924	522	119	78	997	23,941
飯塚市	3,337	4,223	360	109	218	23,560	20,745	1,529	257	171	2,474	56,983
田川市	1,333	1,713	130	56	91	8,596	7,758	818	65	138	1,033	21,731
宮若市	1,727	1,173	129	29	79	5,014	4,436	416	36	60	548	13,647
嘉麻市	951	1,171	82	35	102	5,882	5,765	330	37	71	810	15,236
鞍手郡	960	949	93	3	47	4,008	3,666	262	24	50	436	10,498
小竹町	426	268	76	0	16	1,231	1,214	128	10	20	151	3,540
鞍手町	534	681	17	3	31	2,777	2,452	134	14	30	285	6,958
嘉穂郡	414	384	33	5	25	2,062	2,066	159	18	30	282	5,478
桂川町	414	384	33	5	25	2,062	2,066	159	18	30	282	5,478
田川郡	2,047	2,880	178	31	238	13,081	12,454	948	109	68	1,905	33,939
福智町	714	791	51	14	66	3,852	3,570	326	20	23	552	9,979
香春町	293	392	62	1	19	1,872	1,721	162	9	6	260	4,797
添田町	201	310	0	6	41	1,451	1,539	84	13	7	218	3,870
糸田町	118	226	2	1	34	1,469	1,349	77	35	7	211	3,529
川崎町	410	686	28	7	46	2,726	2,640	204	17	10	335	7,109
大任町	195	259	34	1	21	1,086	970	60	7	15	223	2,871
赤村	116	216	1	1	11	625	665	35	8	0	106	1,784
合計	11,931	14,354	1,087	333	879	72,255	65,814	4,984	665	666	8,485	181,453

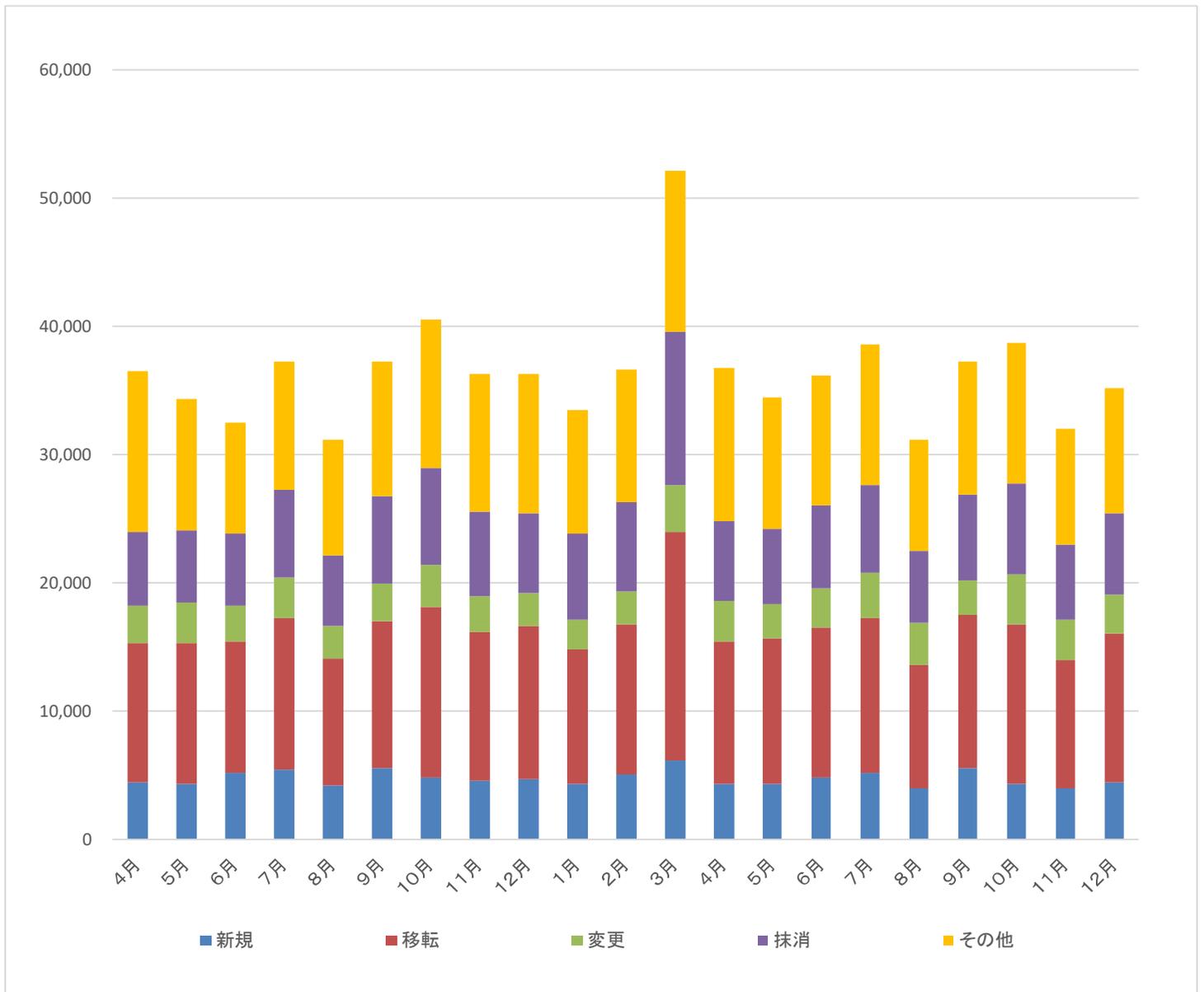
※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和7年3月末現在)」と一致しない。

※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
飯塚市	嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、頼田町
宮若市	鞍手郡宮田町、若宮町
嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、碓井町、嘉穂町
田川郡福智町	田川郡赤池町、金田町、方城町

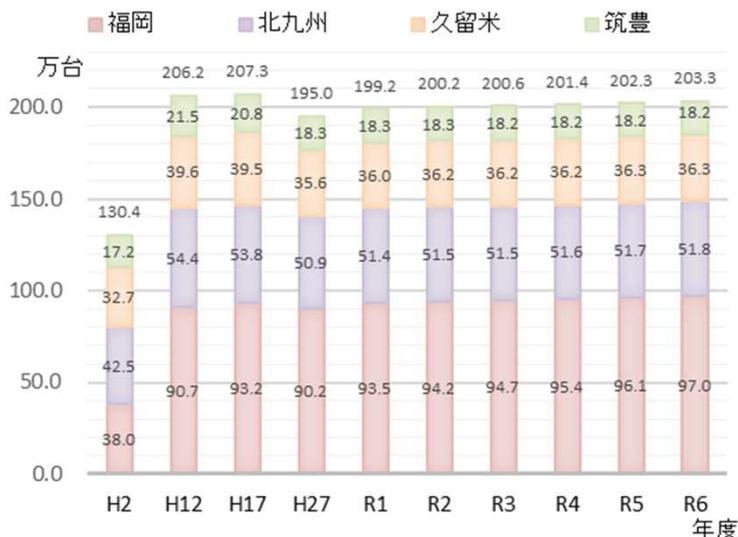
# 6. 登録関係業務量

(福岡運輸支局管内)



自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、令和6年3月末現在で約203万台となっている。  
 新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約20万4千台、継続検査については、約90万1千台であり、前年度に比べて減少している。  
 点検整備制度については、近年では多くの自動車に電子的な制御が用いられていることから、その状態を適切に確認することを目的とし点検基準の改正が行われ、令和3年10月より、車載式故障診断装置(OBD)を用いた点検が開始されている。  
 令和6年10月より、令和3年10月以降の新型車を対象としたOBD検査が開始された。

## 1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



## 2. 支局・事務所別検査車両数の推移



## 3. 検査種別の検査車両数の推移



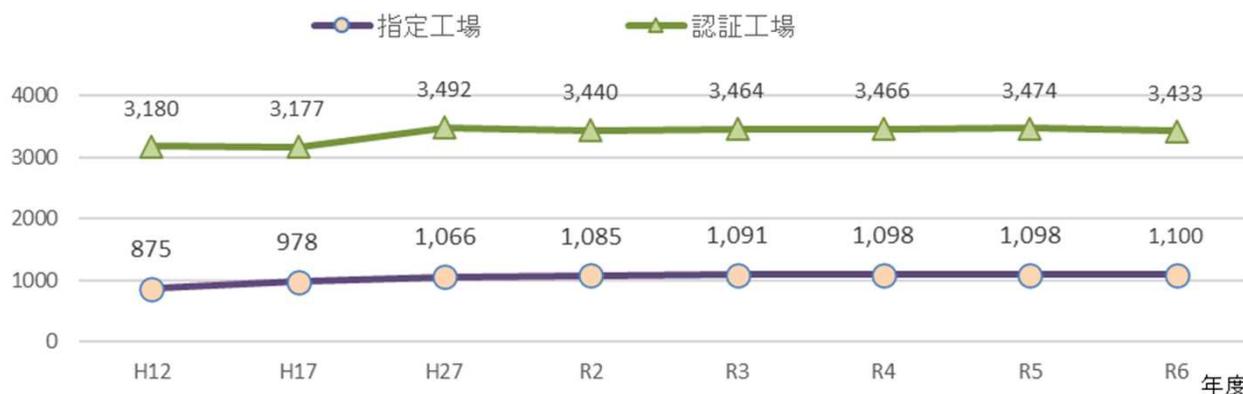
注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。  
 注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。  
 注3 現車検査(C)は、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。  
 注4 図中( )書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

○令和7年3月末現在、福岡県内の自動車特定整備事業場（認証工場）は3,474工場、指定整備事業場（指定工場）は、1,100工場であり、平成28年度から横ばいである。

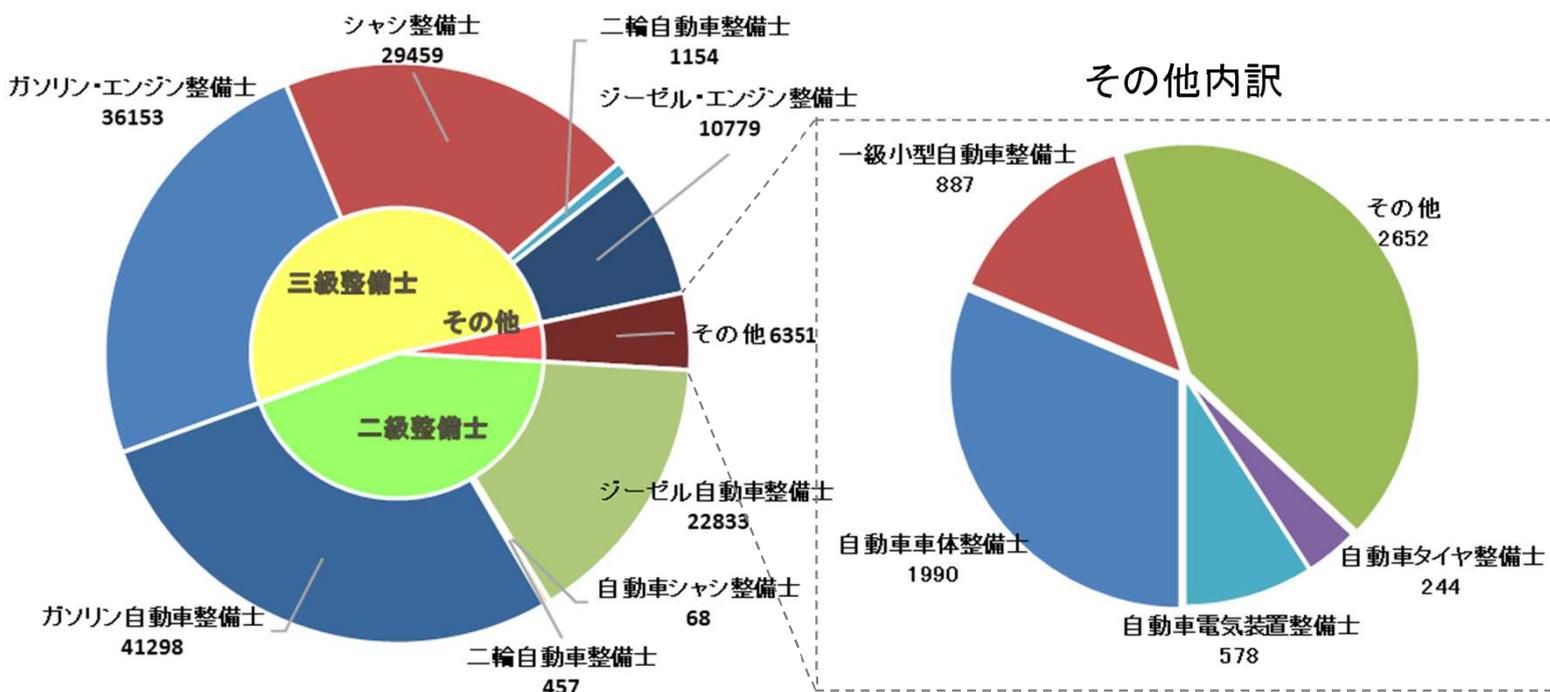
○自動車整備士技能検定については、平成14年度より一級小型自動車整備士の試験が開始され、福岡県内においては、令和7年3月末時点で887名が有資格者となっている。

○近年、自動ブレーキやレーンキープアシストなどの運転支援装置を搭載した自動車が急速に普及していることから、これらを搭載した自動車の点検・整備の実施に際し必要とされる知識の習得を目的とし、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を開催している。

## 1. 自動車整備事業者の推移



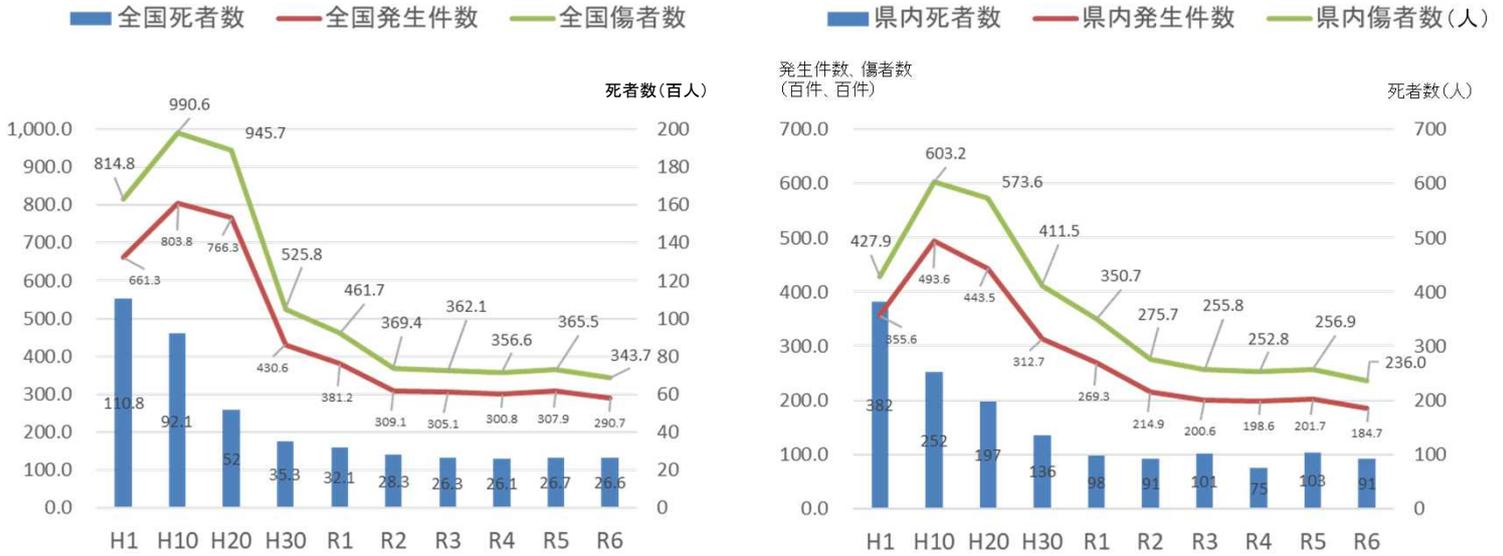
## 2. 自動車整備士合格者件数(令和7年3月末現在)



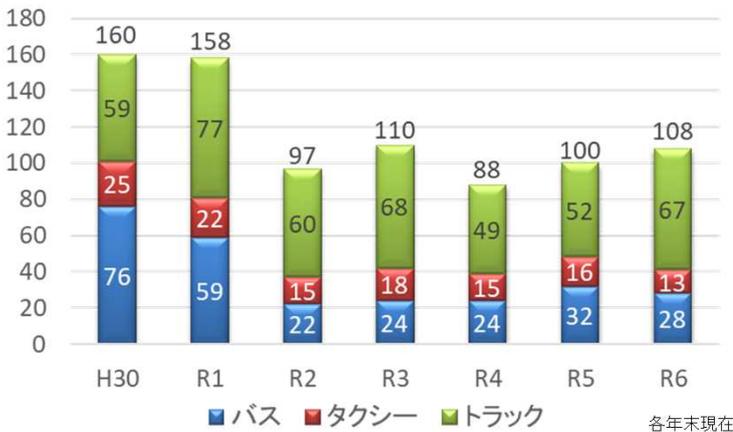
福岡県における令和6年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数 108件、死者数 27人、負傷者数 108人となっている。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

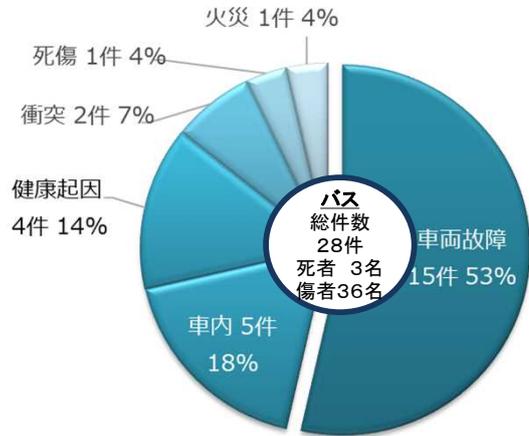
## 1. 事故発生状況の推移



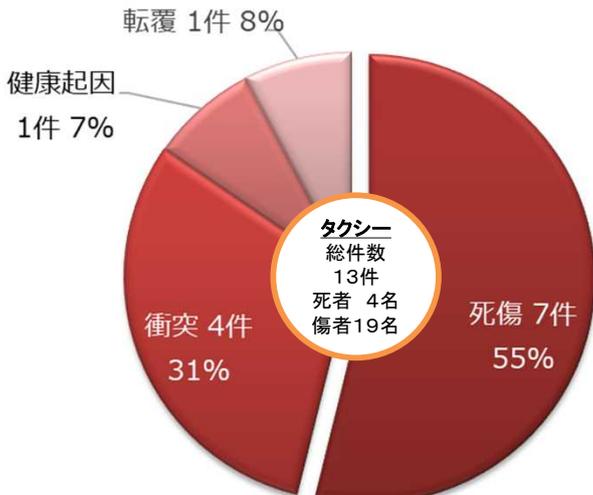
## 2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



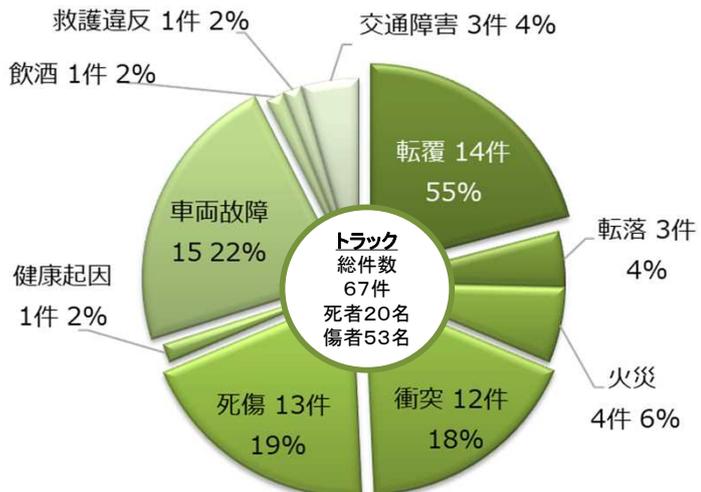
バスの事故種別発生状況(令和6年末)



タクシーの事故種別発生状況(令和6年末)

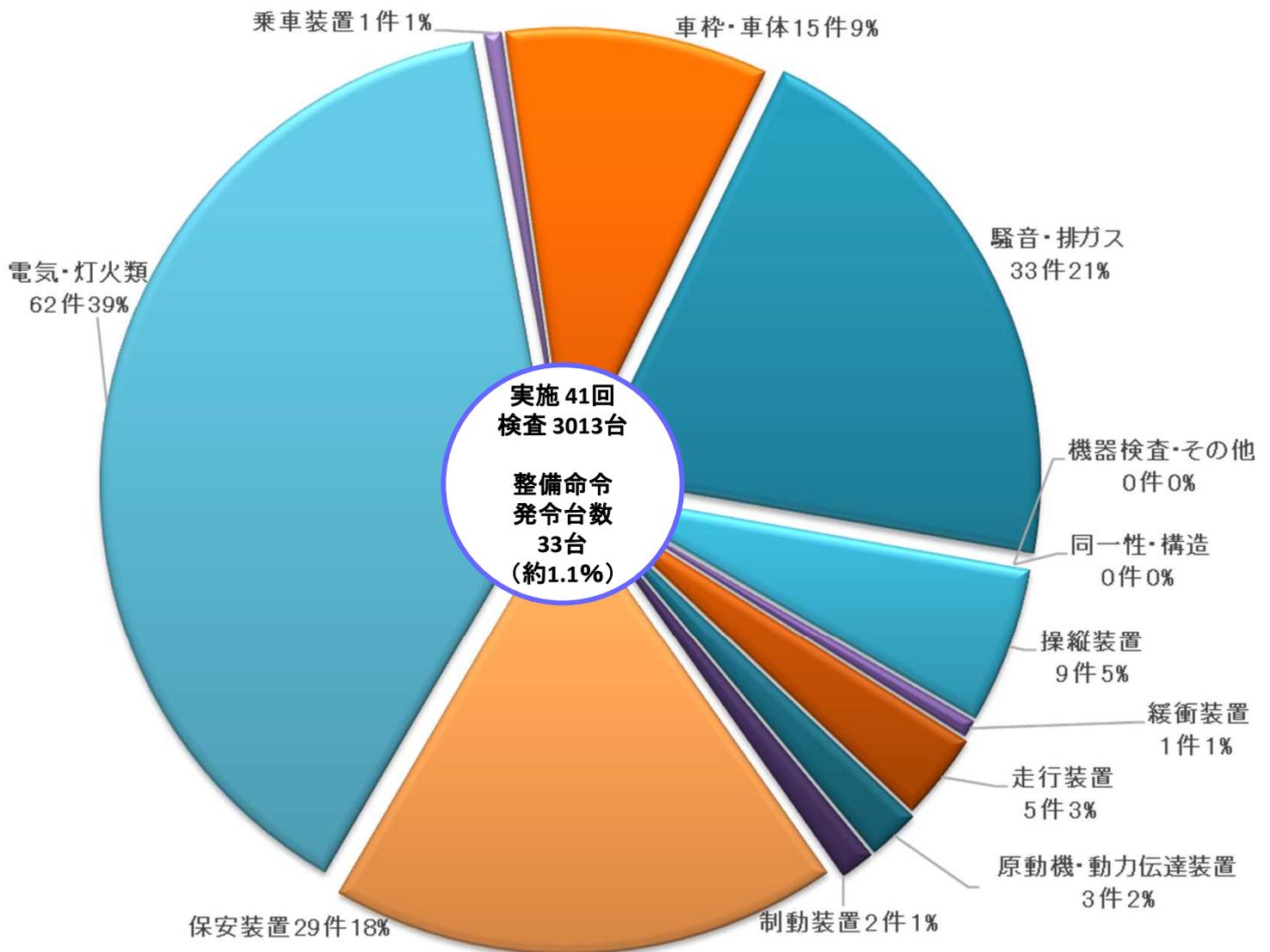


トラックの事故種別発生状況(令和6年末)



不正改造車を撲滅するため、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取り締まりのための街頭検査を積極的に実施している。  
 また、不正燃料による環境破壊防止のため、使用する燃料に係る検査の実施、令和元年度からは無車検運行車両への指導・警告を街頭検査の際に実施している。

## 装置別整備命令発令件数(令和6年度)



## 1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許

- 令和6年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は58件、沿岸輸送の特許件数は344件であった。
- 管内における不開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。
- 沿岸輸送特許の対象は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送であり、外国への船荷証券等を具有する貨物(車両等)の積込み港から積替え港までの輸送がそれに続く。

### ◇特許件数の推移(単位:件)

	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
不開港場寄港	10	9	24	71	58
沿岸輸送	417	453	402	355	344

(注)不開港場寄港特許件数について

平成30年5月より、包括特許の取扱が可能となり、遊覧ヨットの特許期間恒久化等の影響により件数が減少。令和2～3年度も、コロナ禍の影響があり、年間約10件となっていたが、令和4年度以降は比田勝港(対馬)への外国籍旅客船の寄港再開や韓国籍のヨット寄港の急増の受け、増加に転じている。

## 2. 内航海運業

- 令和4年4月の内航海運業法の改正により、新たに「船舶管理業」が業態の1つに加わった。
- 県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は87者(船舶の運航を行う事業者41者船舶の貸渡のみを行う事業者31者、船舶の管理を行う事業者15者)である。
- 事業者の多くは、福岡市、北九州市、大牟田市、苅田町に主たる営業所を設置している。

### ◇内航海運事業者数の推移(登録事業者)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
船舶の運航事業	40	40	41	43	41
船舶の貸渡事業	32	33	25	29	31
船舶管理業			10	13	15

### ◇支配隻数及び支配船腹量の推移(登録事業者)

	R2	R3	R4	R5	R6
隻数(隻)	164	167	169	181	185
船腹量(トン)	179,087	179,037	186,050	218,641	222,787

※各年度3月31日現在。支配船腹量は総トン数(みなしトン数)の合計値。

## 3. 旅客船事業

- 県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路14事業者23航路、旅客不定期航路21事業者23航路、特定旅客定期航路1事業者1航路、合計36事業者(実事業者32)47航路である。
- 一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリーが特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。
- 旅客不定期航路は関門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

### ◇福岡県内における旅客航路事業者数の推移

各年4月1日現在

	S60	H7	H17	R4	R5	R6
事業者数	24	30	30	32	32	32
定期航路	20	23	24	23	23	23
不定期航路	11	18	21	24	24	23
特定航路	1	3	1	1	1	1

※長崎県壱岐・対馬の事業者を含む。ただし、他局管轄事業者を除く。

### 3-①. 旅客・自動車航送の輸送実績

- 県内航路の令和6年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が339万8千人、旅客不定期航路が10万7千人、合計350万5千人で、前年度に比べ1万5千人(0.4%)の減少となっている。
- また、同年度における自動車航送実績は、75万1千台で、前年度に比べ3万1千台(4.3%)の増加となっている。

#### ◇一般旅客定期航路における旅客輸送実績の推移（年度）

単位：万人

	R2	R3	R4	R5	R6
長距離航路	21.1	29.5	42.2	51.0	54.8
離島航路	154.9	162.4	197.6	210.0	212.6
（うち国庫補助航路）	(46.4)	(48.1)	(57.2)	(60.8)	(66.0)
その他の航路	73.9	84.9	105.1	86.3	72.4
合計	249.9	276.8	344.9	347.3	339.8

#### ◇一般旅客定期航路における車両航送実績の推移（年度）

単位：万台

	R2	R3	R4	R5	R6
長距離航路	43.1	49.0	54.2	59.5	62.1
離島航路	10.5	11.3	12.1	12.5	13.0
（うち国庫補助航路）	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(1.4)
合計	53.6	60.3	66.3	72.0	75.1

#### ◇旅客不定期航路における旅客輸送実績の推移（年度）

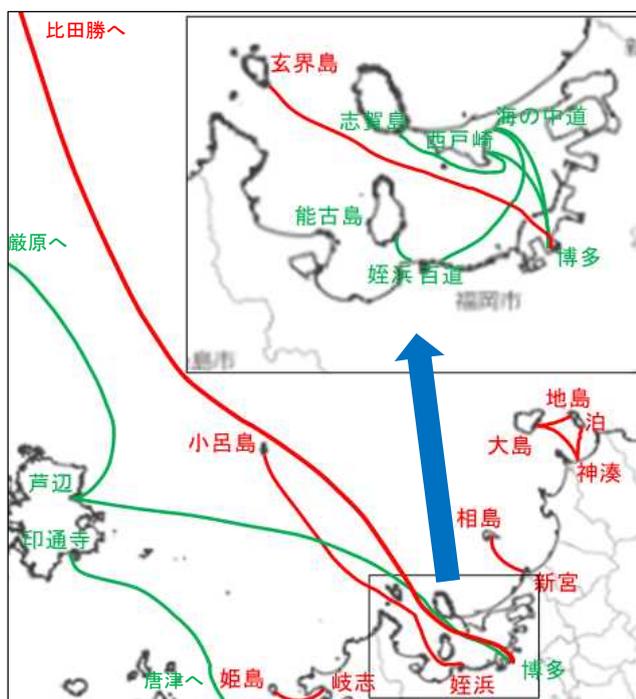
単位：万人

	R2	R3	R4	R5	R6
旅客不定期航路	2.5	2.9	5.5	4.7	10.7

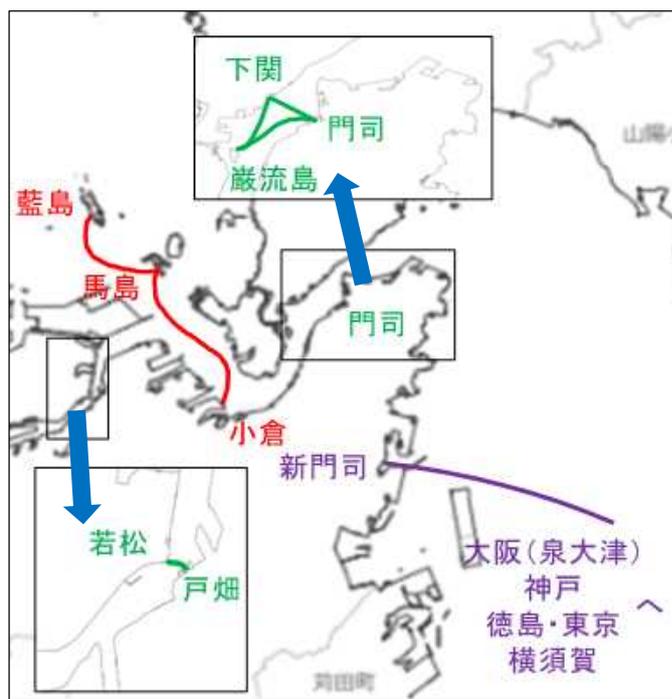
※いずれも一部長崎県吉岐の実績を含み、他局管轄事業者を除く。

### 福岡県内の一般旅客定期航路の航路図

#### <福岡地区>



#### <北九州地区>



### 3-②. 対外旅客定期航路

- 福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から、対外旅客定期航路が開設されている。長年、博多～釜山間では2者が運航していたが、令和7年2月にJR九州高速船(株)が事業撤退し、カメラライン(株)のみが運航している。
- 博多～釜山航路の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、平成28年の熊本地震、日韓の歴史問題などの影響により減少傾向が続き、令和2～3年度には新型コロナウイルス感染症による入国制限のため旅客輸送が停止し、実績もゼロとなった。
- 令和4年度の水際対策の緩和を受け運航を再開、令和6年度の利用者は約22万3千人となっている。



◇博多～韓国間 対外旅客定期航路旅客輸送実績(年度) 単位:千人

	R2	R3	R4	R5	R6
日本人	0.0	0.0	10.1	77.9	43.6
韓国人	0.0	0.0	21.8	168.7	144.4
その他	0.0	0.0	2.1	29.0	35.3
合計	0.0	0.0	34.0	275.6	223.3

※R4年度以降の比田勝発着便の実績なし。令和6年8月以降JR九州高速船(株)は休止

### 4. 港湾運送事業

- 県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、令和7年3月31日現在、実事業者数は67社(他に鑑定事業者1社)であり、港別の事業者数は下表の示すとおりである。
- 港湾運送事業者の規模は67社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は47社となっており、大半が小規模事業者である。

令和7年3月31日現在

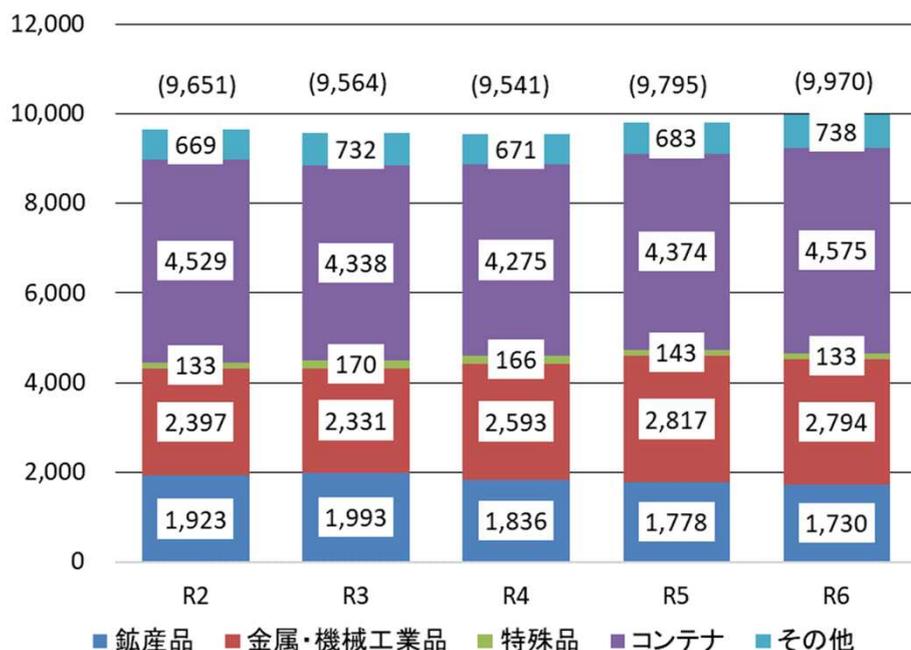
		関門港	博多港	苅田港	大牟田港	三池港
事業者数		45	20	7	0	2
事業種別	一般港湾運送事業	17	8	3	/	1
	港湾荷役事業	19	11	5		0
	船内荷役事業	2	0	1		2
	沿岸荷役事業	13	5	1		2
	はしけ運送事業	7	0	0		0
	いかだ運送事業	0	0	0		0

※ 関門港には下関の事業者を含む

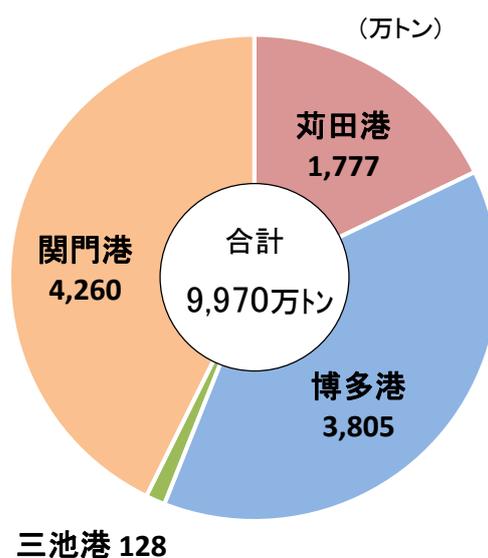
## 4-①. 港湾荷役実績

- 県内の港湾運送指定港湾における令和6年度の港湾荷役実績は、9,970万トンで、前年度に比べ175万トン（1.8%）増加した。主要取扱貨物は、コンテナ（タイヤ、雑貨類）、金属・機械工業品、鉱産品、特殊品であり、中でもコンテナが、全取扱量の45.9%を占めている。
- 九州管内の港別取扱量では、関門港が第1位、博多港が第3位、苅田港が第4位となっている。
- 関門港、博多港においては、コンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、太刀浦地区、ひびき地区及びアイランドシティ地区などにおいて、港湾及び関連施設の機能強化が進められている。
- 苅田港は、自動車関連の工場が多く立地していることから、自動車の取扱が多いのが特徴である。

船舶積み卸し実績の推移



港別貨物取扱量



## 5. 海事産業次世代人材育成事業

- 九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため、海事施設見学会等により、広報活動を強力に推進している。
- 令和6年度には、福岡県内の小中学生228名、教員62名等を対象に、10件の海事産業見学会を実施した。うち1件は教員を対象として行い、海事産業への関心・興味を高め、授業内容の充実につなげ、子どもたちに地域の海事産業が果たしている役割や重要性を広く伝えてもらえるよう実施したところである。
- 授業の中に海洋・海事の重要性を取り入れられるよう、国土交通省海事局が作成した「海洋教育プログラム」の推進のため、引き続き教育委員会等への周知活動に取り組んでいる。



フェリー操舵室見学の様子



造船所見学の様子



小学校での出前講座の様子

## 【造船業】

県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

## 【船用工業】

県内の事業者数は28者で、ほとんどが小規模事業者である。

船用工業の生産高は、令和5年は1,405百万円で、前年に比べて111百万円(8.6%)増加した。

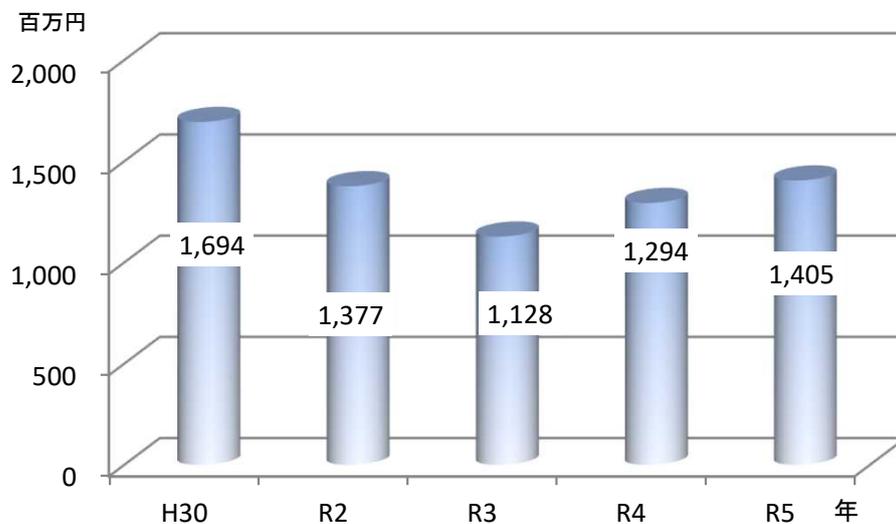
## ○船用関連事業者数(令和7年4月1日現在)

船用内燃機関修理 15	船用補助機械 製造 2	船用補助機械 修理 1	軸系及び プロペラ 製造 1	軸系及び プロペラ 修理 1	航海用機器類 修理 2	ぎ装品製造 3	ぎ装品 修理 1	部分品・ 付属品 製造 1	その他 製造 1
----------------	-------------------	-------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------	------------	----------------	------------------------	----------------

※ 長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

## ○船用工業生産高の推移

(単位:年、百万円)



※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

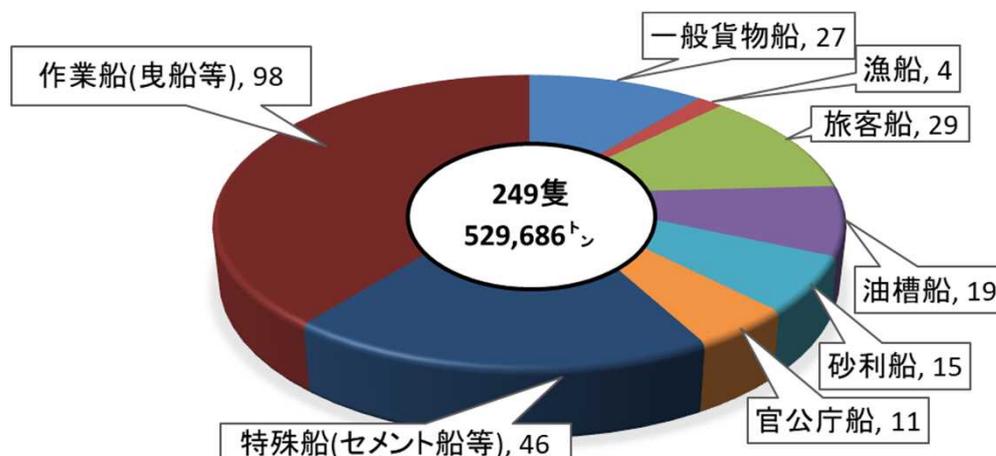
- 令和7年12月31日現在、福岡県内(5市2町)に船籍港を定める船舶の隻数は249隻、合計トン数は529,686トンである。
- 用途別では、作業船(曳船等)が98隻と最も多く、次に特殊船(セメント船等)46隻、旅客船29隻、一般貨物船27隻、油槽船19隻、砂利船15隻、官庁船11隻、漁船4隻となっている。
- トン数階層別では、100～1000トン未満が156隻と最も多く、次に20～100トン未満55隻、1000～10000トン未満 28隻、10000トン以上10隻となっている。
- 福岡県の特徴として、福岡地区は旅客船、北九州地区はセメント専用船や曳船が多く在籍している。

## ◇ 在籍船舶の推移

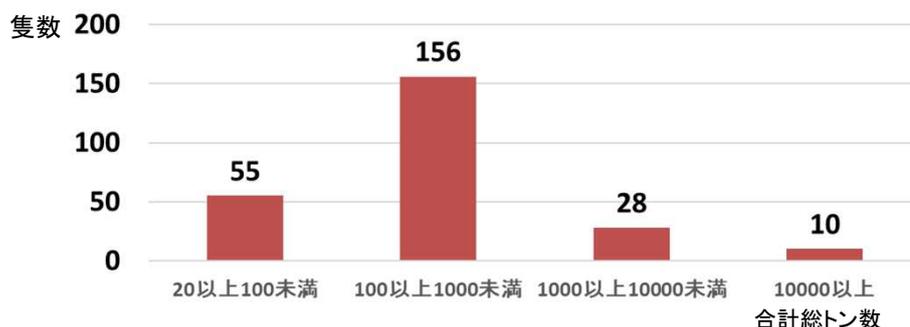
令和7年12月31日現在



## ◇ 用途別在籍船舶隻数



## ◇ トン数階層別在籍船舶隻数



- 福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場、若松競走場の3場があり、直営の場外発売場は10ヶ所である。
- 令和6年度において、本場及び場外発売場、電話投票の売上金額が昨年度に比べ4%減少しているのは、芦屋競走場及び福岡競走場でのSG競走の開催がなかったことが考えられる。
- 各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

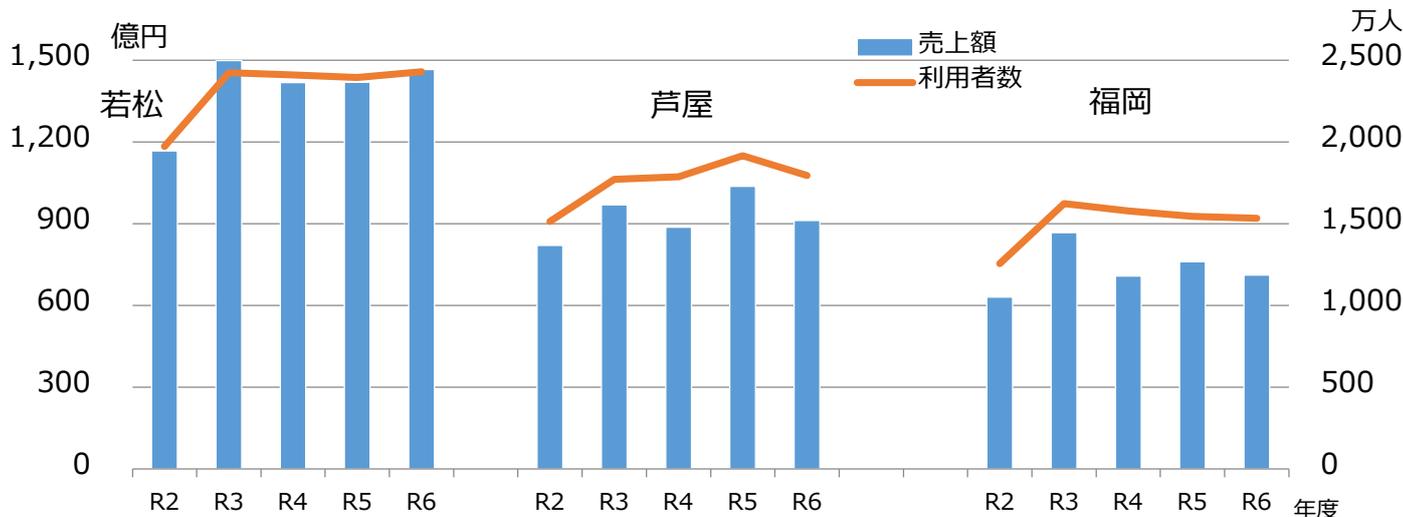
## 1. 競走場の概要

令和7年4月1日現在

競走場名	施行者名	R6年度開催日数	施行者指定年月日	場外発売場
福岡競走場	福岡市	168	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	192	昭和27年10月18日	ボートピア勝山 ボートピア高城 ボートピア金峰 ミニボートピア天文館 ミニボートピア日向 ミニボートピア嘉麻 ミニボートピア宮崎 オラレ日南 ボートレースチケットショップ加治木 ミニボートピア北九州メディアドーム
若松競走場	北九州市	168	昭和27年10月18日	
	中間市行橋市競艇組合	24	※昭和44年4月1日	

※初回指定年月日で、期限付きで指定を受けている。

## 2. 競走場の売上額及び利用者数の推移



(単位 売上額:百万円、利用者数:千人)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
若松	売上額	116,776	149,841	141,834	141,898	146,554
	利用者数	19,732	24,225	24,110	23,936	24,296
芦屋	売上額	82,017	96,899	88,739	103,681	91,232
	利用者数	15,137	17,705	17,871	19,157	17,948
福岡	売上額	63,075	86,700	70,769	76,097	71,175
	利用者数	12,555	16,226	15,785	15,463	15,329
県内計	売上額	261,868	333,440	301,342	321,676	308,961
	利用者数	47,424	58,156	57,766	58,556	57,573
全国計	売上額	2,095,142	2,392,621	2,414,247	2,422,012	2,522,783
	利用者数	378,217	436,827	458,431	457,472	469,239

資料：一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売・電話投票・場外発売の各利用者数を加えた数である。

- 船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。
- 検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

## 船員関係業務の概況

船員担当

- 令和6年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は371事業者、船舶数は657隻、船員数は2,763人である。(予備船員は除く)
- 船員の船種別構成については、汽船船員が40.5%、漁船船員が17.3%、その他の船員が42.2%である。

## 1. 船員法適用船舶所有事業者の推移



## 2. 福岡県内船員等の推移

各年10月1日現在

	S60	H19	R1	R4	R5	R6
汽船	2,408	1,456	1,270	1,141	1,137	1,118
漁船	3,958	616	553	446	462	477
その他	1,465	1,137	1,055	1,253	1,211	1,168
計	7,831	3,209	2,878	2,840	2,810	2,763
船舶隻数	1,609	839	680	664	650	657

※ 一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

## 3. 福岡県内の各種資格認定等実績の推移(証印関係分)

年度

	R2	R3	R4	R5	R6
航海当直部員	136	142	154	106	115
タンカー危険物取扱責任者	99	115	98	102	105
RORO旅客船の要件確認	12	15	27	47	25
計	247	272	279	255	245

## 船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- 県内の令和6年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上 の休業を要した災害と疾病について集計したものである。
- 実数でみると災害は13人、疾病は46人、千人率でみると災害は4.7、疾病は16.6であった。

## 1. 災害発生状況の推移(年度)

単位:人

	R2		R3		R4		R5		R6	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	14	11.9	10	8.4	9	7.9	9	7.9	10	8.9
漁船	1	2.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0	1	2.1
その他	6	5.0	5	4.1	6	4.8	11	9.1	2	1.7
計	21	7.5	15	5.3	16	5.6	20	7.1	13	4.7

## 2. 疾病発生状況の推移(年度)

単位:人

	R2		R3		R4		R5		R6	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	16	13.6	9	7.6	31	27.2	20	17.6	37	33.1
漁船	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.1
その他	2	1.7	12	9.9	35	27.9	20	16.5	8	6.8
計	18	6.4	21	7.4	66	23.2	40	14.2	46	16.6

## 3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移(年度)

単位:人

	R2		R3		R4		R5		R6	
		千人率								
汽船	30	25.5	19	16.0	40	35.1	29	25.5	47	42.0
漁船	1	2.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0	2	4.2
その他	8	6.7	17	14.0	41	32.7	31	25.6	10	8.6
計	39	13.9	36	12.7	82	28.9	60	21.4	59	21.4

※ 一部長崎県(壱岐・対馬)を含む  
 ※ 千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率

※ 汽船とは旅客船、貨物船、タンカー等をいう  
 ※ その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう

## 船員派遣事業の概況

船員担当

- 令和6年10月末日現在における県内の派遣事業許可事業者数は、12者(九州全体49者)で、九州管内の24.5%を占めている。

- 県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、令和6年度は、新規求人数及び成立数は増加し、新規求職数もほぼ横ばいであった。
- 県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

## 1. 船員職業紹介実績の推移（年度）

単位：人

	R2	R3	R4	R5	R6
求人申込数	728	829	901	931	1,138
求職申込数	305	275	249	210	207
成立	60	68	49	32	45

## 2. 船員失業保険金支給実績の推移（年度）

	R2	R3	R4	R5	R6
支給金額(10万円)	119.9	176.5	99.4	141.0	53
受給者実数(人)	79	99	70	86	37
支給件数(件)	92	122	79	101	39
年度末受給者数(人)	7	6	6	5	4

## 海技資格及び水先関係業務の概況

## 1. 海技士免許取扱件数の推移（年度）

単位：件

	R2	R3	R4	R5	R6
免許	537	574	513	444	332
更新	698	656	567	677	680
再交付	82	68	84	72	96
訂正	31	50	30	33	42
限定解除	194	214	196	188	169

## 2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移（年度）

単位：件

	R2	R3	R4	R5	R6
免許	8,242	8,304	6,315	5,431	4,883
更新	10,547	10,519	11,901	11,469	10,741
再交付	2,156	2,084	1,944	1,806	1,854
訂正	113	138	118	122	123

## 3. 水先法航海実歴認定件数の推移（年度）

単位：件

	R2	R3	R4	R5	R6
認定件数	30	33	32	29	42

○福岡県の運航労務監理官は、九州運輸局に14人、福岡運輸支局(門司港庁舎)に2人、若松海事事務所に2人配置され、次の業務を行っている。

**【船員労働の指導・監督】**

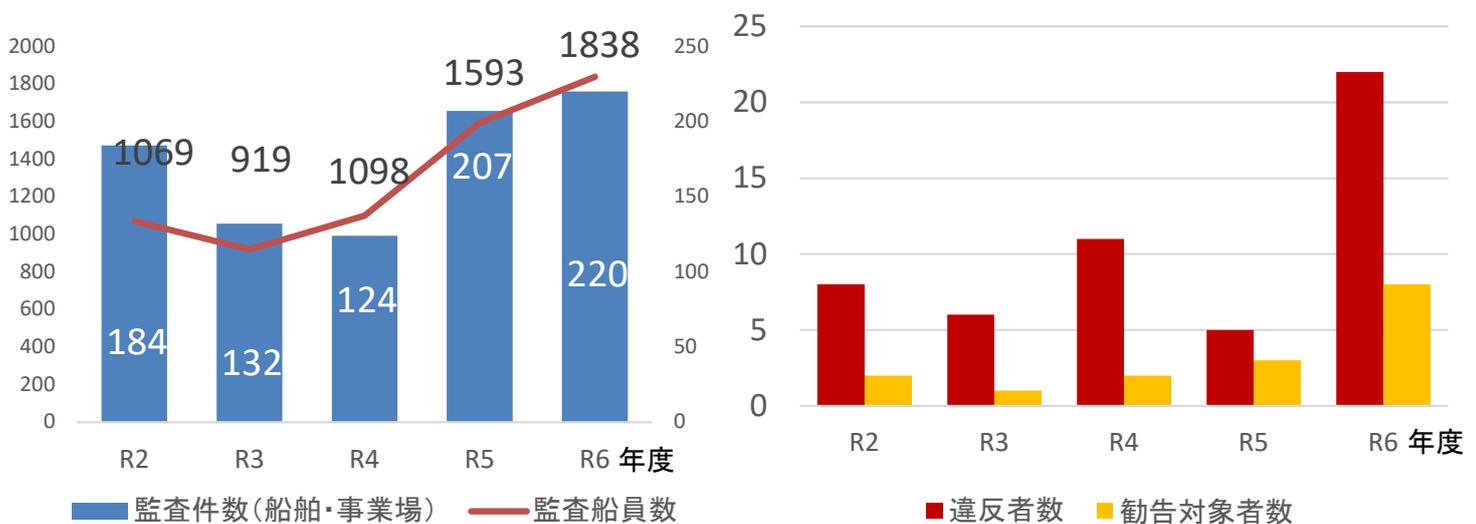
航海の安全及び船員の労働条件の確保並びに船員災害の防止を目的として、船舶・事業場の船員労務監査を行い、船員・船舶所有者に対する指導・監督を実施している。

**【船舶の安全運航確保】**

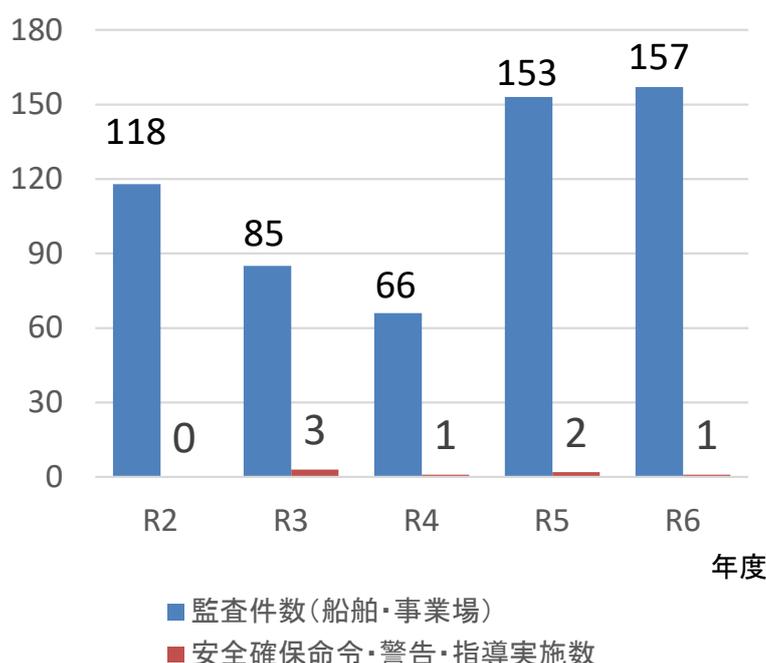
旅客船や貨物船等の安全運航確保を目的として、船舶・事業場の運航管理監査及び運輸安全マネジメント評価を行い、運航事業者に対する指導・監督を実施している。

また、安全統括管理者・運航管理者を対象としたweb研修の開催や、旅客船協会等の依頼により乗組員集合研修の講師を担当するなどの取組を行っている。

## 1. 船員労務監査(船舶・事業場)の推移



## 2. 運航管理監査(船舶・事業場)の推移



フェリーへの立入点検の様子

- 船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国も見受けられ、1970年代に増加した便宜置籍船(税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く船舶)の多くは、この様な責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶(「サブスタンダード船」と呼ぶ)を増加させた最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査(「Port State Control = PSC」と呼ぶ)が制定された。
- 外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施し、発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。
- 県内における外国船舶監督官は、九州運輸局に6名及び福岡運輸支局(門司港庁舎)に3名が配置され、主に博多港、関門港、苅田港に入港する船舶に立入検査を行っている。なお、若松海事事務所には未配置であるため、運航労務監理官2名が当該業務を担当している。

## PSC実施隻数・欠陥隻数の推移

	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
PSC実施隻数	166	183	223	366	327
欠陥隻数	81	95	157	279	218



満載喫水線等の外観検査



書類検査



油水分離器の効力検査



救命艇の外観検査

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内には検査部及び3箇所に事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査独立行政法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

検査場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。加えて、新たな検査手法としてOBD検査を導入し、自動車の技術情報の管理や継続検査等における検査用スキャンツールを用いた検査も実施しています。

検査場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

## 自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



## 自動車検査の主な種類

検査の種類	内容	主に使用する検査コース
 <b>新規検査</b>	新たに自動車を使用するときに受ける検査(道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保安コース</li> <li>●計測コース</li> </ul>
 <b>継続検査</b>	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査(同法第62条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保安コース</li> </ul>
 <b>構造等変更検査</b>	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査(同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保安コース</li> <li>●計測コース</li> </ul>
 <b>街頭検査</b>	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査(同法第100条)	—————



## 街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。  
整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の  
担当官が整備命令の発令等を行います。

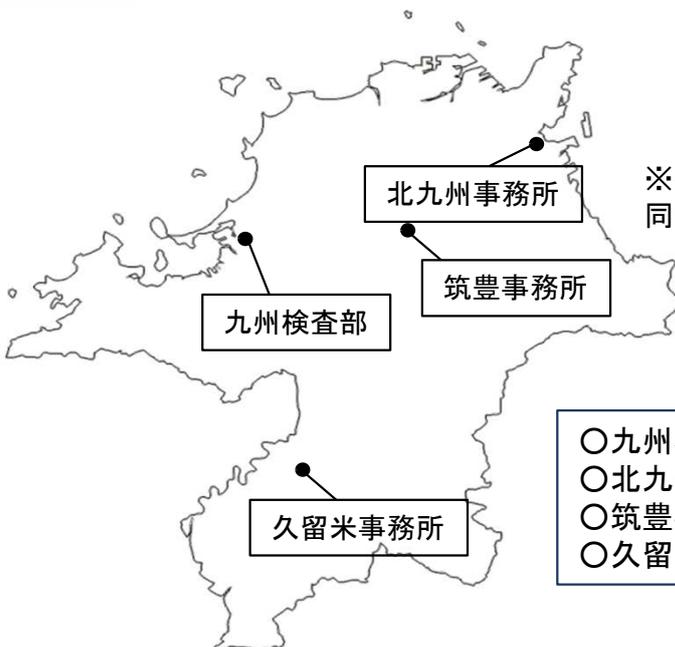


不正改造車の使用等が  
多いと想定される地域での  
特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や「初日の出暴走」など、  
不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造  
車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



## 福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と  
同一場所に所在しています。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ○九州検査部  | 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40 |
| ○北九州事務所 | 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1  |
| ○筑豊事務所  | 〒820-0115 飯塚市仁保23-29      |
| ○久留米事務所 | 〒830-0052 久留米市上津町2203-290 |

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ  
<http://www.naltec.go.jp/>

# 福岡運輸支局等の沿革

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)  
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。  
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送管理事務所)  
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。  
運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う福岡道路運送管理事務所を設置。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)  
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送管理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)  
陸運局分室を廃止し、地方自治法付則第4項により陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)  
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡県陸運事務所を福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所を小倉南区新曾根に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)  
久留米市上津町に久留米支所を開設し、8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)  
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)  
道路運送法等の一部改正により、陸運事務所・支所は陸運支局・自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)  
嘉穂郡庄内町(現 飯塚市)に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)  
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、国土交通省発足。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)  
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。  
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)  
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行。

## 福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

- 昭和18年11月 官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
- 昭和19年6月 博多支局を福岡支局と改称。
- 昭和20年5月 官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
- 昭和20年6月 官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称。
- 昭和21年2月 福岡飛行場出張所を廃止。
- 昭和21年6月 官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。  
福岡支局博多港駅出張所を廃止。
- 昭和22年4月 官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
- 昭和23年5月 官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
- 昭和24年1月 官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
- 昭和24年6月 運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
- 昭和26年6月 厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
- 昭和27年8月 運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
- 昭和31年1月 福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
- 昭和39年6月 船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
- 昭和41年4月 福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
- 昭和46年4月 厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
- 昭和59年7月 運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」へ改称。
- 平成9年4月 外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
- 平成13年1月 中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
- 平成14年7月 地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
- 平成15年4月 三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
- 平成16年3月 福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
- 平成18年7月 「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
- 平成18年8月 支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

## 若松海事事務所の沿革

- 昭和10年9月 熊本逓信局海事部若松出張所が開設。
- 昭和16年2月 官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管。
- 昭和18年11月 官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となる。
- 昭和20年2月 門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称。
- 昭和20年6月 官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称。
- 昭和20年11月 九州海運局洞海湾部が廃止され、本局直轄若松出張所となる。
- 昭和21年6月 若松支局に昇格。
- 昭和23年5月 官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管。
- 昭和23年12月 船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
- 昭和24年1月 官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管。
- 昭和24年4月 八幡市、戸畑市にそれぞれ分室が設置。
- 昭和24年6月 八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)。
- 昭和26年6月 八幡出張所(本局直轄)が若松支局八幡出張所となる。
- 昭和27年8月 運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管。  
また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称。
- 昭和31年1月 戸畑分室が出張所に昇格。
- 昭和37年1月 戸畑新港分室が設置。
- 昭和39年6月 船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置。
- 昭和46年4月 運輸省設置法の一部改正により、戸畑・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畑新港分室が廃止。
- 昭和59年7月 運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州運輸局若松海運支局と改称。
- 平成13年1月 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となる。
- 平成14年7月 国土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となる。
- 平成18年7月 運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

# 福岡運輸支局等の主な業務内容

## 福岡運輸支局(本庁舎)

### 企画調整部門

運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。  
地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。

### 総務企画部門

総務、人事、会計、防災・危機管理に関すること。  
倉庫業に関すること。

### 輸送部門

自動車運送事業に関すること。

### 監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

### 検査整備保安部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール対策、街頭検査に関すること。

### 登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

## 福岡運輸支局(門司港庁舎)

### 運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。  
倉庫業に関すること。

### 船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。  
造船及び船用工業に関すること。  
モーターボート競走に関すること。

### 船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。  
航行報告、水先に関すること。

### 運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

### 船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

### 外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

## 北九州、久留米、筑豊 自動車検査登録事務所

自動車の検査・登録事務に関すること。

## 若松海事事務所

### 監理・運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。  
倉庫業に関すること。  
船舶の登録、測度及び検査に関すること。  
造船及び船用工業に関すること。  
モーターボート競走に関すること。

### 船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。  
航行報告、水先に関すること。

### 運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。  
外国船舶監督のうち船員に関すること。

## 管轄区域

### 福岡運輸支局(本庁舎)

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡 長崎県のうち、対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

### 福岡運輸支局(門司港庁舎)

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

### 北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

### 久留米自動車検査登録事務所

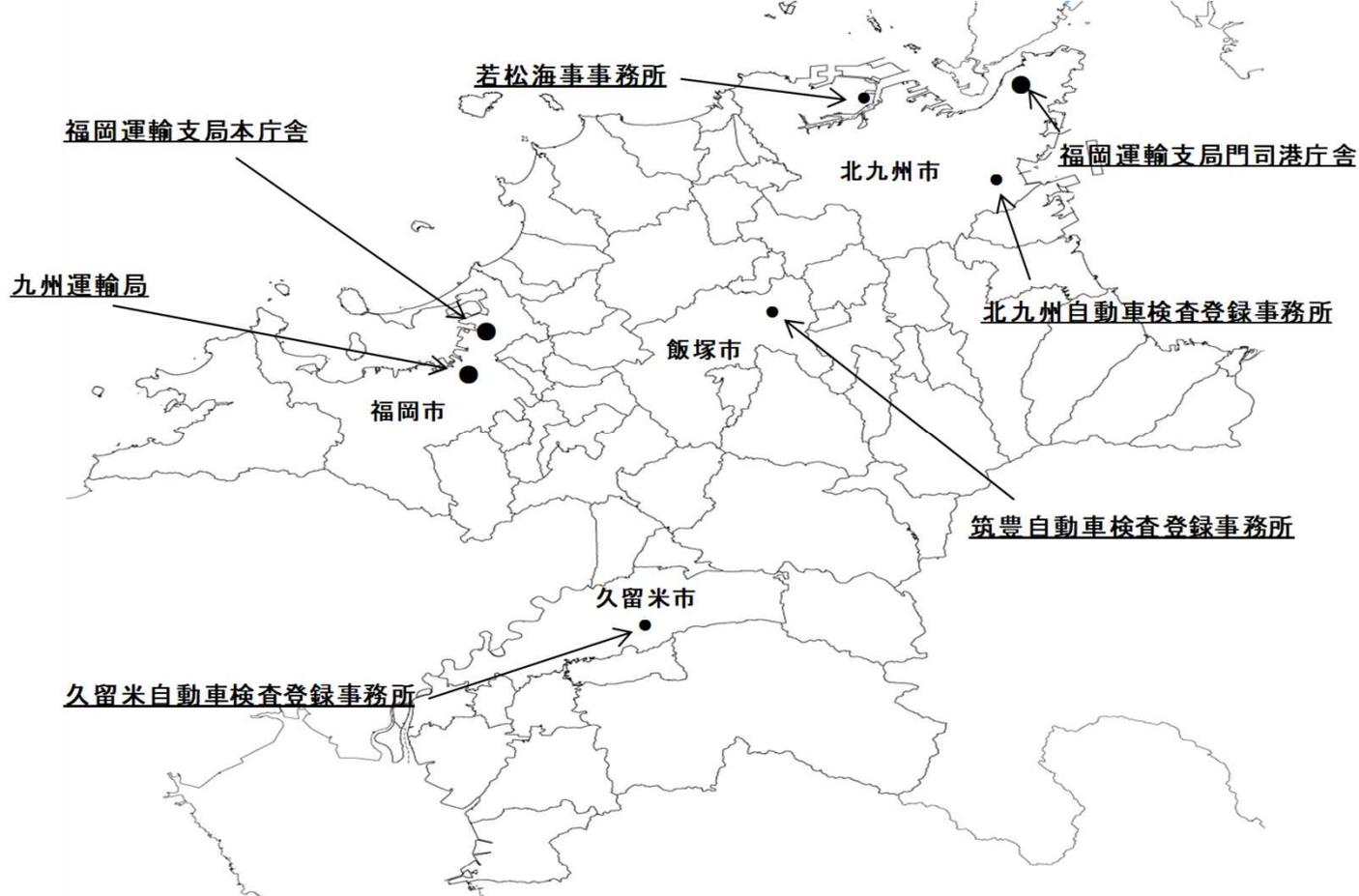
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
-------------------	--

### 筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

### 若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



#### 九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号  
 電話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191  
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196  
 登録・検査コールセンター 050(5540)2078

#### 九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階  
 電話 代表 093(322)2700

#### 九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4番1号  
 電話 登録・検査コールセンター 050(5540)2079

#### 九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号  
 電話 登録・検査コールセンター 050(5540)2080

#### 九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290  
 電話 登録・検査コールセンター 050(5540)2081

#### 九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎  
 電話 代表 093(751)8111